

平成 26 年 第 4 回
別海町議会臨時会会議録

至 平成26年10月 8日

別 海 町 議 会

別海町議会会議録

第1号（平成26年10月8日）

○議事日程

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期決定の件
日程第 3	町長挨拶及び提出案件の概要説明
日程第 4	議案第75号 公の施設に係る指定管理者の指定について
日程第 5	議案第74号 平成26年度別海町一般会計補正予算（第3号）
日程第 6	同意第 4号 別海町教育委員会委員の任命について
日程第 7	議員派遣の件

○会議に付した事件

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期決定の件
日程第 3	町長挨拶及び提出案件の概要説明
日程第 4	議案第75号 公の施設に係る指定管理者の指定について
日程第 5	議案第74号 平成26年度別海町一般会計補正予算（第3号）
日程第 6	同意第 4号 別海町教育委員会委員の任命について
日程第 7	議員派遣の件

○出席議員（17名）

1番 木 嶋 悦 寛	2番 松 壽 孝 雄
3番 森 本 一 夫	4番 今 西 和 雄
5番 西 原 浩	6番 沓 澤 昌 廣
7番 小 林 敏 之	8番 安 部 政 博
9番 瀧 川 榮 子	10番 山 田 信
12番 松 原 政 勝	13番 戸 田 博 義
14番 戸 田 憲 悦	15番 中 村 忠 士
16番 佐 藤 初 雄	副議長 17番 安 田 輝 男
議長 18番 渡 邊 政 吉	

○欠席議員（ 0名）

○出席説明員

町 長 水 沼 猛	副 町 長 磯 田 俊 夫
教 育 長 真 籠 毅	代表監査委員 志 賀 正 章

監査委員 田村秀男
 福祉部長 竹中 仁
 建設水道部長 小西健夫
 病院事務長 佐藤一彦
 監査委員事務局長 宮越正人
 総務部次長 河嶋田鶴枝
 産業振興部次長 山崎 茂
 総合政策課長 浦山吉人
 福祉課長 山田一志
 農政課長 山崎 茂
 商工観光課長 大槻祐二
 上下水道課長 佐藤 敏

総務部長 佐藤次春
 産業振興部長 有田博喜
 教育部長 中谷隆弘
 会計管理者 田保圭乙
 農委事務局長 佐々木 勉
 産業振興部次長 佐藤則夫
 総務課長 佐藤 告
 財政課長 河嶋田鶴枝
 特養建設準備室長 竹中 仁
 水産みどり課長 佐藤則夫
 管理課長 小島 実

○議会事務局出席職員

事務局長 登藤和哉

主 幹 田畑直樹

○会議録署名議員

12番 松原政勝
 14番 戸田憲悦

13番 戸田博義

◎開会宣告

○議長（渡邊政吉君） 会議に入ります前に申し上げます。

今会期中は、広報及び報道関係者の写真撮影を許可しておりますので申し上げます。

ただいまから、平成26年第4回別海町議会臨時会を開会いたします。

ただいま出席している議員は17名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（渡邊政吉君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第126条の規定により、議長において指名いたします。

12番松原議員、13番戸田博義議員、14番戸田憲悦議員、以上3名を指名いたします。

◎日程第2 会期決定の件

○議長（渡邊政吉君） 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りします。

この臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎日程第3 町長挨拶及び提出案件の概要説明

○議長（渡邊政吉君） 日程第3 町長から挨拶及び提出案件の概要について説明があります。

町長。

○町長（水沼 猛君） 本日、平成26年第4回の別海町議会臨時会を招集させていただきました。議員各位におかれましては、時節柄御多用のところ御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

連日、新聞、テレビ等で伝えられております長野と岐阜県にまたがる御嶽山の噴火におきましては、50人を超える方の死亡が確認され、戦後最悪の火山災害となりました。

また、6日には台風18号が本州に上陸をし、首都圏が直撃を受けまして、死者5人のほか、冠水、土砂崩れ、交通麻痺などにより大混乱となったところでございます。大自然による猛威と災害列島に住んでいる脅威を改めて実感をするところでございます。

亡くなられた方々には衷心よりお悔やみを申し上げますとともに、お見舞いを申し上げます。次第であります。

まだ多くの安否不明者がいる可能性が高いとの報道もございます。天候なども含め、現地は大変厳しい状況でございますが、今後捜索、救助活動が進むことを切望するところで

ございます。

さて、早速でございますが、本議会に提出をさせていただきました議案等の概要について御説明いたします。

提出いたしました案件は3件でございます。一般会計補正予算、公の施設に係る指定管理者の指定、人事案件、それぞれ1件でございます。

議案第75号は、公の施設に係る指定管理者の指定についてであります。

別海町ふるさと交流館を新たに指定管理の方法により管理運営を行うこととし、株式会社郊楽苑を指定管理者として指定するものでございます。

議案第74号は、平成26年度一般会計補正予算第3号ですが、別海町ふるさと交流館の指定管理費の増額など、関連する予算について補正しようとするものでございます。

同意第4号は、別海町教育委員会委員の任命についてでございます。

現在、教育委員会委員に5名の方を任命しておりますが、このたび1名の方が10月11日付けで勇退されることから新たな方を任命いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

以上、提出をいたしました議案等の概要説明とさせていただきます。

慎重に御審議の上、御決定を賜りますようお願いを申し上げます、挨拶といたします。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

◎委員会付託省略の議決

○議長（渡邊政吉君）　ここでお諮りします。

本臨時会に提出されております日程第4　議案第75号から日程第6　同意第4号の3件については、会議規則第39条第3項の規定に基づき、委員会の付託は省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君）　異議なしと認めます。

したがって、日程第4　議案第75号から日程第6　同意第4号の3件については、委員会の付託は省略することに決定いたしました。

◎日程第4　議案第75号

○議長（渡邊政吉君）　次に、日程第4　議案第75号公の施設に係る指定管理者の指定について、別海町ふるさと交流館を議題といたします。

内容について説明を求めます。

産業振興部長。

○産業振興部長（有田博喜君）　それでは、議案第75号公の施設に係る指定管理者の指定について、内容説明をさせていただきます。

議案書の2ページをお開き願いたいと思います。

まず、本件に至りました経過について説明いたします。

ふるさと交流館は、交流センターとして平成3年12月に友好都市との交流や通過型観光から滞在型観光への転換を担う拠点施設として別海町が建設し、別海町、町内農漁協、商工会、大地みらい信用金庫が出資いたします第三セクターによって、管理運営が開始さ

れました。

この建設に当たっては、地元、民間、同業者との調整などから宿泊客数等の制限をして、当初から設置目的を最優先とした施設で、運営内容が非常に厳しいことが予想されておりました。

このため、旧交流センターの運営維持にはオープン当初より年間で1,300万円から、多い年で9,000万円の町補助金等が支出され、赤字が恒常化しておりました。

町としましては、この恒常的な多額の赤字の解消と、より一層の有効的な施設運営は民間活力の導入が望ましいということで判断し、売却の公募を平成20年12月26日に告示しましたところ、1件の応募がありました。

しかし、資格審査の段階で入札参加資格がないということが判明し、契約には至りませんでした。

続きまして、平成21年5月1日には、借り受けにかかわる公募を行った結果、2件の応募がありました。

資格審査を3回開催し検討した結果、平成21年7月27日付けで、民間企業であります株式会社郊楽苑と町有財産賃貸借契約を締結し、現在まで営業がなされてきたところでございます。

しかし、旧交流センターは別海市街地で唯一の浴場となり、町としては福祉の向上と健康の増進を図るためにも運営を維持していく責務がある大事な施設というふうに考えました。

これによりまして、本年7月31日に議会の議決をいただきまして、別海町ふるさと交流館設置条例を制定し、指定管理をすべく8月6日から9月4日までの期間において公募を行いました。

この期間において3件の応募があり、別海町公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例施行規則第5条第2項の規定に基づきまして、指定管理者選定委員会が9月24日に開催されました。

その結果、9月26日付けで、選定委員会として株式会社郊楽苑を指定管管理の候補者として選定した旨、通知がありました。

町といたしましては、別海町公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例施行規則第5条の規定に基づきまして、指定管理者の選定を公平かつ適正に行うため設置されました指定管理者選定委員会の意見を尊重し、議案書のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第75号公の施設に係る指定管理者の指定について。

公の施設に係る指定管理者を下記のとおり指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

1、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地。

(1) 名称、別海町ふるさと交流館。

(2) 所在地、別海町別海141番地100。

2、指定管理者。

(1) 住所、別海町別海141番地100。

(2) 名称、株式会社郊楽苑。

(3) 代表者名、代表取締役社長、藤代幹良。

3、指定の期間、平成26年10月15日から平成30年3月31日まで。

以上、議案第75号の説明を終わらせていただきます。

○議長（渡邊政吉君） 議案第75号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

はい、13番戸田博義議員。

○13番（戸田博義君） 別海町の公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例施行規則に基づき、2点ほど質問をさせていただきます。

町の指定管理施設につきましては、町は平成18年4月1日から別海町酪農研修牧場ほか19施設、地域会館及び福祉会館28施設。別海町スポーツセンターにつきましては、昨年11月に議会で決定し、本年の4月1日から指定されている各施設が13件。合わせて現在60施設を指定していると私は認識をしているところでございます。

条例の施行規則第5条には、選定委員会の設置がございます。第6条には、選定委員会の組織についてございます。

この2点について、お聞きをいたしたいと思います。

質問の1でございます。

第5条第2項、町長等は条例第4条及び第5条に規定する指定管理者の選定に当たっては、指定委員会の意見を聞くものとする定められております。委員会での意見の概要をお聞きしたいと思います。

資料等は出ておりますけれども、この件については直接、議会のほうにもその概要等の説明がございません。

質問の2でございます。

第6条、選定委員会の組織でございますけれども、ただいま議場の席に座りましたら、別海町指定管理者選定委員会委員名簿が乗ってございました。別段、名前までどうのこうのということで、私は求めておりません。

そんな中で2項の（2）には、選定委員は識見を有する者とありますが、今回については名簿も出されておりますので、8名かなというふうに今、認識しているところでございます。

どのように選定されたのか。選定委員は、指定する施設が変わってもですね、委員は変わらないとも聞いているところでございます。その件もあわせて、お聞きをしたいということでございます。ということは、昨年の11月のスポーツセンターの各施設13件をやったときも、この委員名簿の8名かどうかということを確認をしたいと思います。

とりあえず、2件についてお聞きをしたいと思います。

その後、説明の内容について、できればまた質問をさせていただきたいなど。

とりあえず2件でございます。

○議長（渡邊政吉君） はい、総務部長。

○総務部長（佐藤次春君） それでは、ただいまの質問にお答えいたしたいと思います。

選定委員会の庶務につきましては、総務部総務課で行っておりますので、私のほうからお答えさせていただきます。

まず1点目の、選定委員会でどのような意見があったかというお尋ねかと思いますが、9月24日に開催されました委員会の状況も含めて説明をさせていただきます。

24日13時30分に開会をいたしましたけれども、この日の委員会におきましては、

今年度最初の選定委員会ということもありまして、各委員への委嘱状の交付をまず最初に行っております。委員の方々は全部で9名でございまして、そのうち8名の方が当日出席されております。

なお、2番目の御質問にも触れることになるかもしれませんが、任期につきましては、毎年1年間ということをお願いをしているところでございます。

戸田議員の質問にありましたように、規則におきまして10名以内というふうに定めておりまして、そのうち町の職員につきましては、次に挙げる者をもって充てるということで、副町長、総務部長、総務部次長、この3名が委員となっております。そのほか、識見を有する者ということでございます。

1番目の質問にありました委員会の意見はどういうことだったかということでございますが、このことにつきましてはホームページにも載せております。

また、候補者の方々にも、概要は結果として伝わっておりますけれども、委員会の意見につきましては4点の審査項目に基づきましてですね、さらに12項目の細分化された項目、さらにはですね、審査の視点ということで25点にわたって審査をしていただきまして、それぞれの委員が採点をしております。それぞれ200点満点で採点をしたと。

その結果、8名の委員の合計点が980点ということで最高得点となり、さらに総配点の60%、200点満点の60%、120点ですけれども、それらの合計960点を超えているということから、選定委員会の意見として、株式会社郊楽苑が適当であるとの意見を町長にいただいているところでございます。

また、指定期間については公募の条件でありましたけれども、平成26年12月1日から平成30年3月31日までと。ただし、仕様書にあります可能である場合は、この26年12月1日以前であっても指定管理することについては、委員会としても了承するというような内容でございます。

個々の申請事業者に対するという意見等もありますけれども、そのことについては、この場では省略をさせていただきたいというふうに思います。

それと選定委員の委嘱に当たっての考え方ですけれども、選定基準から人選するというようにしております。

選定基準と言いますのは先ほども言いましたけれども、審査するという大きな4項目がありますけれども、一つには利用者の公平な利用の確保及びサービスの向上。二つ目は施設の効用を最大限に発揮する。三つ目として、施設の適切な維持及び管理にかかわる経費の縮減。4点目として、施設の管理を安定して行う人員、資産、その他経営の規模、能力の確保。もう一つとして、地域における住民の声が反映される管理。この5点について、選定基準として、これは一般的な指定管理の場合の選定基準ということでございます。ということで、考察の視点としましては、利用者の保護、接遇改善、経営感覚、コスト認識、経営規模と、あるいは経営の意識ということを視点としまして、選定委員としての候補者につきましては、経営全般について識見のある方ということで、商工会関係者、農漁業関係者、金融機関関係者、さらには、利用者の立場での識見がある方ということで、なるべく公的機関からということで、郵便局関係、町内会連絡協議会の関係者、社会福祉協議会の関係者ということで、民間の方につきましては、ただいま申し上げました候補者ということで、その中から6名をお願いをしたということでございます。

なお、参考までに申し上げますと、昨年もこの選定委員の民間の方6名については同じでございまして、町の職員につきましては、昨年度総務部次長がおりませんでしたので、こ

としになって1名ふえているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（渡邊政吉君） 戸田議員、よろしいでしょうか。

戸田議員。

○13番（戸田博義君） ただいま説明ありましたけれども、この選定委員会については1年間であるということでございますけれども、これはそれぞれの施設によって委員さんが変わるということで認識していいのか、この委員がそれぞれその期間、言ってみれば変わらないでやるということなのか。その辺を再度お聞きしたいと思います。

それで今、最後のほうに次長が、今回1人ふえたということでございますけれども、この中には委員としての次長の名前が載ってございませぬけれども、その辺はどういうことでございますか。

規則についてはですね、正式に部長、次長ということで載っておりますけれども、この名簿には載っていないということですから、その辺2点についてお聞きをしたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） 総務部長。

○総務部長（佐藤次春君） ただいまの質問ですけれども、まず、この選定委員の任期につきましては、毎年度1年間をお願いしているということでございます。

通常ですと、指定管理の選定委員はだいたい皆さん御存じのとおり、議会に指定管理の議案を上げるのは大体12月とかなのですね。新しい条例とかの場合は9月というようなこともありますけれども。

したがって、9月にもそういう議案が出るというようなことであれば、9月の末に1回ぐらい開かれる。あるいは12月に議案が出るということであれば、12月の前後に開かれるということで、毎年度、年度当初からは選定委員会が開かれないものですから、今回も9月24日の委員会が今年度の初めての委員会であったということでございまして、質問にありました施設ごとによって委員が異なるのかと言いますと、そうではございません。1年度1年度の委嘱にはなりますけれども、案件ごとに委員が変わるということではございません。

それから、総務部次長のことなのですけれども、戸田委員の質問にありましたように規則の中で、副町長、総務部長、総務部次長が職員としてはその職に当たるということになっておりまして、先ほども言いましたけれども、平成25年度におきましては総務部次長がおりませんでしたので、委員は全体で8名であったということでございます。

今年度は総務部次長の職がありますので、規則のとおり3名、職員から出て、民間からの委員さんにつきましては、今までと同様の6名ということでございます。

名簿がということだったのですが、町のほうとしては名簿を資料として配付しておりませんので、その名簿がどのような名簿か、ちょっと私にはわかりかねますので、その名簿についてのお答えはちょっとできません。

○議長（渡邊政吉君） 戸田議員。

○13番（戸田博義君） それで8名でなくて、次長を入れて9名が委員だと、このように理解したいと思います。

いろいろ質問を申し上げましたけれども、ほかの議員もいろいろ聞きたいことがたくさんあるのではないかなと思いますので、とりあえず私からは今の説明で、説明内容はだいたい認識したと。

これで終わりたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） ほかに質問ございますか。

はい、15番中村議員。

○15番（中村忠士君） 幾つか質問をさせていただきます。

1点目ですけれども、そもそも論としてですね、平成25年10月18日に旧交流センター検討委員会から報告書が出されております。その中に、施設の運営方法という項目で、幾つか具体的な提案がされています。

これらの提案について、内部的にどのような検討がされてきたのかということ、まず第1点目お伺いしたいと思います。

2点目ですけれども、私ずっと不思議だなと思っていたことなのですが、平成26年5月15日に町と株式会社郊楽苑との間で取り交わされた合意書があるわけですが、その中の第4条にですね、甲は指定管理者を選定する場合に当たっては、乙を排除しないものとするとなっております。

先ほどから出ている指定管理者の指定に関してはですね、こういう人やあるいは団体は、そもそも候補になれないということが述べられているのですね。にもかかわらず、わざわざこれを排除しないものとするというふうに入れたのは、何らかの理由があったのだと思うのです。その理由を説明していただきたい。

これが2点目ですね。

次、3点目に行きます。ゆっくり行きますからね。

平成26年10月6日の総務部総務課の資料をちょっと読ませていただいたら、先ほども出しましたが9月28日に選定委員会が行われて、午後から選定が行われているのですけれども、そのスケジュールをちょっと見てみるとですね、この基本事項の説明と質疑応答で20分。それから、応募者説明、それに対する質疑応答1件につき30分。評価表の作成が15分。極めて短時間で、ほぼ即断をしなければいけないという仕組みになっているのかなというふうに思うのですけれども、選定委員にこの際提供された資料等の情報はどのようなものだったかお聞きします。

4点目です。

選定基準がありますけれども、例えばの話で、先ほど出たスポーツセンターとちょっと比較してみると著しい違いがあります。

第1に、住民の平等な利用確保、サービス向上については、スポーツセンターに関しては50点だったものが今回は30点。施設の効用を最大限に発揮することについては、スポーツセンターの場合は50点だったが、今回は70点。また、スポーツセンターに関しては、地域の実情を踏まえた効果的管理運営の項目があって、それについては30点の配点というふうになっているのですが、今回の場合はそれがありません。

こうした基準、配点にしたのはどういう理由か。

それをお伺いします。

5点目、ことし9月29日開催の産業建設常任委員会の資料を拝見させていただきましたけれども、その審議結果を見るとですね、施設の効用を最大限に発揮するものの項目以外は、3社とほぼ同じなのですね。この施設の効用を最大限に発揮するものの項目について、100点程度の大きな差がでているということでもあります。

私、それぞれの申請書を読ませていただきましたけれども、非常にそれぞれ工夫を凝らした内容になっていて、これほど大きな差が出てくる根拠や理由がどこにあったかわから

ないです。

差が出た理由がどこにあるか説明していただきたい。

6 点目行きます。

選定された候補者の申請書を読むと、これまでの実績が強調されております。

今回、この議題に上っている会社ですが、これまでの実績ということが何カ所かで強調されている。これがある程度判断基準となっているかと思うのでお聞きしますけれども、郊楽苑の利用者数、そのうちの入浴者数及び利用料金について、平成 23、24、25 年がどうであったか、この 3 年間の実績をお聞かせいただきたい。

最後です。

7 月 31 日の臨時議会で条例が制定されました。その際、私は町の説明責任を果たすべきだという議論を提起しましたがけれども、それ以降立ち入った説明は皆無に等しく、ある程度の資料について、議員全員に配られたのは本日の臨時議会、つまり今の場の指定管理者の指定について議決する直前なわけですね。本日配られているということでもありますから。

直前に配られて、ほとんど判断をするということの時間がない。私はですよ、事前に募集要項だとか仕様書などは議員に配付し、説明することはできたはずだと思うのですよ。それをやっていない。行政としての説明責任を果たしているとは、私は到底言えないと思っています。町の見解をお聞きしたい。

7 点です。

○議長（渡邊政吉君） はい、総務部長。

○総務部長（佐藤次春君） ただいまの質問のうちですね、選定委員会にかかわる部分について、私のほうからお答えいたします。

3 点目の選定委員会当日のスケジュールについてでございますけれども、議員の皆さんに配付しております当日のスケジュール、これは実績ではなくて、こういう予定でやりますということで、当日の議案の中で説明したものをつけさせていただきました。

中村議員が言われますように、20 分間で公募案件の基本的事項の説明、これは選定委員さんは昨年もお願ひしている方々ですので、今回の公募をして、選定委員会に係る案件についての公募の経過等につきまして、選定委員会の事務局であります総務課のほうから、まず簡単に説明をさせていただいたということでございます。

その後、今回の案件につきまして、ふるさと交流館の施設概要でありますとか、現在に至るまでの経過ですとか、さらには本日、評価については、このような評価でしていただきたいというようなことを産業振興部のほうから説明をしております。

それらに対する委員からの質問等は特にありませんでしたので、おおむね 20 分で終了しましたがけれども、その後、応募者のほうから申請内容等についての説明を、各社大体 30 分程度を予定にしてということで行ったということです。

応募者からの説明につきましては、事業計画あるいは管理に当たっての収支計画等について、申請者がそれぞれ考えている部分についての説明を受けまして、それに対して委員のほうから質問をするという形式でございます。

実際には、ここは少し時間オーバーしてしまして、1 時間 50 分ほど 3 社でかかったという状況です。事業計画、収支計画、あるいは職員の体制、職員の確保の見通し、これらについてそれぞれの申請者に対して、委員のほうから多くの質問が出されたという状況でございます。

その後ですね、評価表の作成ということでございますけれども、先ほど言いました200点満点で、各項目について、それぞれの委員の視点を持って採点をしていただいて、その審査調書につきましては、皆さんの資料の一番後ろにつけてございます。

時間が少し足りなかったのではないかとということでございますけれども、当日、皆さんいろいろ業務を持たれている委員さんですので、おおむね6時ぐらいまでには終わらせたということもありましたけれども、実際には閉会しましたのが16時30分ということで、3時間程度かかったということでございます。

なお、資料の状況ですけれども、それぞれ申請者のほうから申請が出されてきて、その時点で書類上の審査をして、指定管理選定委員会の開催日を決定しまして、なるべく早く目を通していただきたいということからですね、9月17日、ちょうど1週間前なのですが、委員の皆さんには手渡しで議案をお渡ししまして、当日限られた時間であるので、目を通していろいろ申請者に対する質問、あるいは採点に当たっての疑問点等があれば、十分準備をしていただきたいということをお願いして、資料を配付させていただいたところでございます。

それから、5番目の御質問にありました採点結果でございますけれども、一番後ろのページについています審査調書の中の配点につきましては、それぞれの施設によって何をポイントにするかというのは、それぞれの担当のところで決めております。

ここの部分につきましては、関連する御質問もありましたけれども、産業振興部のほうでこの配点は決めたということでございます。

一番大きく配点されています、2番目の公の施設の効用を最大限に発揮するものであることの70点のところで、少し採点で差が出たということでございますが、それはどうしてなのかと言われても私もわかりません。

いろいろな計画書だけでなく、聞き取りですとか、そのときの申請者からの説明を受けた中でそれぞれの委員が採点したものを集計して、8人おりますから、仮に10点違っても80点違うということもあります。どうしてそういう差になったのかということとは、お答えがちょっとできないという状況でございます。

私のほうからは、以上でございます。

○議長（渡邊政吉君） はい、産業振興部長。

○産業振興部長（有田博喜君） お答えいたします。

まず、一番最初に町民による検討会で、昨年4回ほど検討していただきました。その中で中村議員おっしゃられましたように、いろいろな提案がございました。

施設の運用方法としまして、風呂とかレストランを分割して賃貸で公募をして風呂のみ指定管理ですとか、風呂だけ指定管理し、レストランはテナントですとか、三つ目、町負担分を家賃に上乗せして賃貸で公募ですとか、公募がなかった場合、指定管理で運営する。それと4番目では、宿泊部分については別の使い方を検討しなさいとか、入浴、レストランについては指定管理を行いなさいとか、5番目では、町の負担を最小限にした上で指定管理の運用を行うということで、これは全般にわたってだと思います。6番目では、1民間に交流センターを任せるのではない方法で指定管理での運用を行うという形で、大きく分けてこの六つのパターンがございました。

いろいろな提案が検討委員さんからされてきて、最終的には検討委員会として、一つにまとめた結論を出せなかったというのが実態です。

それで町としましては、今回指定管理をするに当たって、どのくらいが指定管理料とし

て適正なのかということもありまして調査委託をいたしました。

この結果については、7月28日に調査結果がまとまって報告を受けているのですが、この調査結果、今回公募させていただきましてのが、今ある施設の全業務、入浴、宿泊、レストラン、それらを全てやっていただくという形の全業務という形で募集を行いました。

その根拠といたしまして、調査結果によりますと全業務、今言いました宿泊、レストラン、入浴、これらを全部やった場合には、営業利益として3,265万1,000円マイナスになりますよという調査結果が出ました。

これに対して、入浴だけやった場合には端数省略させていただきますが、4,300万円マイナスですよという調査結果です。それと、入浴と宿泊だけをやると4,500万円マイナスですよという調査結果が出ました。

これらについては、入浴あるいは入浴と宿泊をやった場合でも人件費の関係ですとか、一つの業務を減らすから、そのまま1人減らせるかといったらそういう形にはならないので、そういったものを考えたときに全業務やったほうがマイナスの影響は少ないですよという調査結果が出ました。

この調査結果を受けて、町としては全業務、入浴、宿泊、レストラン、これらを今回やっていただく旨で公募をしました。

今回、3,200万円ほどのマイナスについては、指定管理料という形で反映をさせていただきます。

1番目の質問にありました、幾つかの提案に対する町側の方法については以上です。

それと2番目の郊楽苑と合意書を取り交わしている中で、乙を排除しないものとするという形で書いてあります。

これにつきましては、郊楽苑と公の施設とするという形で昨年からずっと協議をしてきている中で、郊楽苑としては、やはり一番恐れるのは公の施設をすることによって自分たちが一切入ることができないことになる非常に困ると。今まで営業した中では困るという形で、郊楽苑は町としては排除しないという旨で合意を得ました。

この旨は、議会の皆様にも白紙に戻すという形で、乙は排除しないという形で、今まで説明してきている内容でございます。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 商工観光課長。

○商工観光課長（大槻祐二君） 御質問にお答えしたいと思いますが、4点目と6点目について、私のほうから御説明させていただきたいと思います。

選定基準をどのようにして、この点数を定めたのかというところですが、募集要項のほうにも審査基準ということで、この点数表が載っております。

私のほうが所管でこの要項を定めておりますので御説明いたしますが、正直申し上げまして、インターネット等々で同類施設、要するにこういうような入浴だとか、そういう旅館業みたいなことをやっている公の施設の指定管理の公募の要項等々をいろいろ勉強させていただいた中で、この点数はつけてございます。

先ほど議員おっしゃったとおり、スポーツセンターとの差異があるのではないかといいところですが、多分スポーツセンターというのは、正直申し上げまして余り利益を生むような施設ではないと。要するに公としての公共的な要素が非常に大きいということから、スポーツセンターはスポーツセンターのほうでの点数表になったのかなと思っており

ます。

私のほうとしては、この類似施設等の要綱等々の点数基準を参考させていただいて、この点数を定めさせていただいたというのが御説明となります。

続きまして6点目なのですが、今の株式会社郊楽苑の入浴者数の23年、24年、25年の数値を教えてくださいということだったと思うのですが、これにつきましては募集要項の中で、郊楽苑さんの御好意により過去4年間分の実績が載っています。

その数字を見ますと入浴者数は、23年で3万1,800人ほど、24年で3万1,800人ほど、25年で3万2,200人ほどというふうになっています。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部長。

○産業振興部長（有田博喜君） お答えいたします。

7番目、条例が7月31日という形ですが、募集要項資料配付等、本日まで資料の配付がなかったというお話でございましたけれど、先ほど言いましたように、7月28日で指定管理料にかかわる調査結果を受けました。そしてそのあと、8月6日からホームページ上で募集要項を載せてあります。

これに至るまで、議員の皆様については、スケジュールというものをお示ししておりました。その中では募集はいつからやりますとか、これからのいろいろな手続の関係、スケジュールをお示しした中では、具体的に募集要項をコピーして、その辺の中身まで説明はしていなかったわけですけど、募集をするということの中ではホームページをごらんになっていただく方も実際いらっしゃいますし、そういった点で事務担当としては、そういう資料の配付についてはちょっと行き届かなかったのかなというふうに思っております。

○議長（渡邊政吉君） 一通り、7項目答弁終わりました。

中村議員いかがですか。

中村議員。

○15番（中村忠士君） いろいろお答えをいただいたわけですが、1点目について、さらにちょっとお聞きをしたいのは、そうやって検討はされたということで、恐らくコンサルに依頼して、そういう数字をはじき出したのかなというふうに思うのですが、それについての議会への説明というのはどういうふうにされたかということ、さらにお聞きをしたいというふうに思います。

それから2点目についてなのですが、白紙に戻すということは説明を聞いていたし、私の中では理解していたことで、当然だれを排除するとか、そういうことを前提したものでないというのはそのとおりですよ。

だから不思議なのです。

そういう排除するというのを全く考えていないということが何回か説明されているにもかかわらず、何で排除しないというふうにわざわざここで記述しなければいけない。そのわけがよくわからないということなのです。

だれも排除しようなどというふうに言っていないわけですよ。にもかかわらず、そのことを入れなければいけないかった理由というのは、多分特別なものがあつたのだらうと推測するということであります。どうだったのでしょうか。

それから3番目について、ちょっと説明の中でわからなかったことがあるので、9月17日にあらかじめ、選定委員さんの予定者ですね。まだ委嘱をしていないわけですから、それをやっていないから候補者という形なるのかなと思うのですが、その方々に議案を配

付したという説明でしたが、その議案というのは何だったのか。

当日ですね、その他の資料あるいは情報というものがどういうふうに各選定委員さんに提供されたのかということ、もうちょっと詳しく教えてください。

それから4番目ですけども、類似施設の点数についていろいろ調べて、それを参考にさせてもらったというようなことの説明でしたけれども、私が聞きたいのは、例えば住民の平等な利用確保とかサービス向上というのは、非常に重要な、これはふるさと交流館についても、スポーツセンターについても、同様に非常に重要なことだと思うのですよ。それを基準として下げた理由がよくわからない。

それから、施設の効用を最大限に発揮するという、これも重要なけれども、さっき言った点と比較して基準が倍以上になるわけですね、やった結果。片や30点で、片や70点になってしまうわけですから、倍以上と。ここまで差を開いた理由がよくわからない。そこら辺の説明はなかったような気がするので説明していただきたいと、そういうふうに思います。

また、地域の実情を踏まえた効果的管理運営というのがなくなっているわけですね。それがなくなった理由もわからない。今の説明ではわからないということですので、ぜひ説明していただきたいというふうに思います。

それから5点目、わからないというのは、これは先ほどの選定の基準にかかわってくるのかなというふうに思うので、その点、先ほどの質問に答えていただいて、もしまだわからなければ再質問をしたいと思います。

6点目ですけども、私がお聞きしたのは入浴者数だけでなく、利用者数、それから利用料金もお聞きしたので、お知らせをいただければありがたいというふうに思います。

それから、7番目が私、本当に重要なことだと思うのですよ。

7月31日に情報提供というのが一番大事だろうというふうに何回も強調したつもりです。ホームページ見てみればいいのではないかなというようなことでは、議会に対する、あるいは町民に対する説明責任を果たしたとは到底言えないというふうに思います。

その点で反省の弁も述べられたわけですけども、これは何回も指摘されているわけですから、単なる反省ということではならないだろうというふうに私は強く思います。

そういう点で再度お願いします。

○議長（渡邊政吉君） ちょっと多種にわたり質問がありましたので、答弁調整もあり、ここで10分間休憩いたします。

午後 2時28分 休憩

午後 2時38分 再開

○議長（渡邊政吉君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

休憩前の中村議員の質問に答弁をお願いします。

商工観光課長。

○商工観光課長（大槻祐二君） 幾つか御質問にお答えしたいと思います。

まず、指定管理料の説明について、議会等で説明はしたのかという御質問にまずお答えしたいと思います。それにつきましては先日行われた常任委員会において、若干指定管理料の説明をさせていただきましたが、それ以外にはしていないというのが状況でございます。

続きまして、4点目の審査基準を決定した理由がよくわからないということでしたが、先ほどの説明と重複するところもあるのですが、類似施設のところの審査基準を参考にさせていただきながら、これが妥当ではないか、妥当だというふうに所管で判断し、この点数表を策定したというところでございます。

続きまして、6点目の料金なのですが、先ほど入浴者数だけお答えしましたが、利用者数につきましては株式会社郊楽苑からいただいている数ですと、23年で6万800人ほど、24年で6万3,700人ほど、25年で5万8,900人ほどとなっております。

料金につきましては収入合計で、これも株式会社郊楽苑からいただいている資料によりますと、23年度は8,250万ほど、24年度で9,330万ほど、25年で8,520万ほどというふうになってございます。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部長。

○産業振興部長（有田博喜君） お答えいたします。

2番目の部分で白紙に戻すと、それをあえてなぜ書く必要があるのかというお話でございますけど、議会の皆さんに対しては、あくまで白紙に戻すというお話を前々からしております。株式会社郊楽苑のほうに対しても、その旨は説明しております。

ただ、当事者としては、公の施設という形になるときに本当にそうなるのか、排除されるのかされないのか、その辺非常に不安という形の中で、この合意書に乙は排除しないものとするということで、確認のためにここに明記したものでございます。

○議長（渡邊政吉君） 総務部長。

○総務部長（佐藤次春君） 質問の3番目の再質問にお答えしたいと思いますけども、先ほど私申し上げました9月17日に委員の皆さんに資料を配付、議案等を配付したということです。

中村議員言われますように辞令はまだ出ておりませんでしたが、委員に就任されることについて承諾を得ておりましたので、事情をお話ししまして早目に内容を確認していただきたいということでお配りしたということです。

何を配ったかと言いますと当日の議案ですね。議案には申請者の一覧等が載っているもの、それから公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例、それから条例の施行規則、それから事務処理の要項などが議案にはついております。

それから議案資料としましては、指定管理者の選定要領、これは募集に当たっての要領です。それから募集要項、これは申請される方々に要項として示すものということです。それから管理運営に当たっての仕様書、これも募集に当たっては応募される方に示したものでございます。さらには、ふるさと交流館の設置条例ですとか規則、これをつけたものが議案資料として配付しております。

それから、さらには申請のありました3社からの申請書の写しですね。申請書には、事業計画、収支計画、会社の定款ですとか、登記簿謄本の写し、税の納税証明などがついておりますけれども、それら審査に必要な書類の一切を17日に配付させていただいたということでございます。

その他当日、その他の情報はということですが、それにつきましては当日、審査をしていただくのに必要なことということで、先ほど申し上げましたように公募案件の基本的事項ですとか、施設の概要と評価についての説明、あるいは評価基準等については20分間の間で説明をさせていただいたということで、その他の何か情報はということは特にござ

いません。

○議長（渡邊政吉君） はい、町長。

○町長（水沼 猛君） 議員の皆さんへの資料の配付の件ですが、おくれたということについては今後気をつけてまいりたいと思います。

我々も資料については、なるべくお示しをしたいということで今日までやっていますけれども、必要がないと判断する場合がありますので、スケジュール等もお示しをさせていただいておりますので、必要な資料であれば、こういう形でよければまた皆さんに配付することもできるものについてはできますので、その辺をぜひよろしくお願いを申し上げます。

○議長（渡邊政吉君） 答弁が終わりましたが、中村議員よろしいですか。

中村議員。

○15番（中村忠士君） 全体的に非常に何度も指摘してきたつもりではいたのですが、議会や町民に対する説明責任の問題ですね。そこがいまだに、謝罪めいた言葉として返ってくる。これではいけないと強く思います。私の答弁を聞いての意見であります。

意見であります。ぜひ何度も何度もそういう謝罪のようなものがなぜ行われるかということでの所見がお聞きしたいということでもあります。

それから、わざわざ合意書に入った文言の件ですけれども、信頼関係が本当にあるのだろうかという感じがしてなりません。そういうふうに思うのだけれどもどうでしょうか。

それから、利用料金などをお聞きしました。答えていただきありがとうございました。

ただですね、その全体の入浴者数、利用者数、それから利用料金の傾向を見ると、決して上向きではないと。にもかかわらず、収支計画書見るとですね、少し多目の数字になっているというあたりが、ちゃんと選定委員に伝わっているのかどうかということを、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） 総務部長。

○総務部長（佐藤次春君） 私のほうからお答えします。

選定委員会の中におきましても、今までの郊楽苑の実績は示されていますから、委員の皆さんも知っておりまして、それぞれの申請3社の入浴客数とかについて、過大な見積もりではないかというような質問も出されています。

それに対して、ある程度目標値とするですとか、企業努力としてそこに取り組むとか、あるいは利用者の増加に向けて、こんなことをやるのでそこまで見込んだとか、それぞれの事業者さんによって、いろいろな理由が述べられておりますけれども、余りにも大きな数字で出された部分もあったということが目標値としてそれがどうなのかという、それは委員さんの判断材料になったのではないかというふうに思っています。

○議長（渡邊政吉君） はい、町長。

○町長（水沼 猛君） 信頼関係、どことどの信頼関係なのかちょっとわかりませんけれども、いずれにしても審査の委員会ですっかり検討されていることなので、その前に信頼関係がどうのこうのとか、個別の話は当然、私はする必要はないと思っています。

したがって、審査に当たる委員会の皆さんのそれぞれの判断を尊重する、そういう立場であります。

信頼関係ということについても、5年以上にわたるそれぞれの経営実績もありますから、それについては評価をしていくということについてはですね、我々もある程度評価は

しておりますし、また、その他の方々についても、それはどうのこうのというコメントは今すべきではない。そのように思っております。

○議長（渡邊政吉君） はい、以上で中村議員の質問を終わります。

質問ある方ございますか。

はい、9番瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） この株式会社郊楽苑、旧交流センターのことについては、住民の皆さん本当に関心が高いことだと思っています。昨年も一昨年も、議会報告会の中でこの郊楽苑のことについては、たくさんの意見が出されてきました。

質問なのですけれども、提出された多くの書類の把握するために、事前に審査の資料を渡されたということなのですけれども、公平な評価につなげる時間的余裕というのが本当にとることができたのかということで、審査の時間は少し時間的には延びたということなのですが、説明時間、質疑応答時間含めて、1社につき30分というのは、余りにもその1社1社の状況を把握するには少ない時間であったのではないかと思います、その点はいかがでしょうか。

ほかの質問の方ともダブるかもしれませんが、お答えいただきたいと思います。

それと、その書類審査が公平公正な形で行われて評価がなされたと一応しましても、これまで株式会社郊楽苑と町との間であったさまざまなやりとり、弁護士が中に入らなければ解決できなかった問題などいろいろあったと思います。

書類の評価だけでは公平性は保つことはできないと考えていますけれども、その点について、選定委員会の中で何か考慮されたことはあったのかどうか、その点についてお聞きします。

○議長（渡邊政吉君） はい、総務部長。

○総務部長（佐藤次春君） お答えいたします。

当日の議案につきましては、先ほども申し上げたように1週間程度前にですね、事前に書類を配付させていただいて、十分目を通していただいて、聞きたい点、疑問点があれば整理しておいていただきたいというようなことで事前に、当日の各委員さんの時間的な都合もございましたので、そういうことでお願いをしたということで、それぞれ申請者の方の1社について30分の時間は短くないかということですが、それは、それぞれの感じ方にもよるのかなと思いますが、少なくとも申請書の内容につきましては、全ての委員さんがもう目を通してきたということを確認して始めました。

ですから、あとはポイントを絞って説明を受けると、あるいは目を通してきた部分での疑問点、あるいは説明を聞いた中での確認事項等につきましては、それなりに15分、あるいは20分程度質問する時間もありましたので、決して委員の皆さんが時間がなくて聞きたいことも聞けなかったという状況ではなかったというふうに思っています。

あと、書類による評価がなされたとしてもということですが、選定委員の皆さんは、まずはその書類ですとか申請内容によってですね、審査をしていただくということになっておりますから、それ以外の今までの実績のこととか、新しい事業者に対する心配であるとか、それはやはり、それぞれの委員さんの感じ方だというふうにしかお答えできないかなと思います。

何をもって審査をしていただくかというのは、あくまでも出てきている事業者の事業計画であったり、収支計画書であったり、取り組もうとしている姿勢、それらを書類と当日

のヒアリングの中で判断をしてもらうということで説明しておりますので、それ以外のことが、それぞれの委員さんにどの程度判断に影響しているかということは、ちょっと私どもははかり知れないところだというふうにしかお答えできません。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員、よろしいですか。

瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） そのようなお答えなのですけれども、1議員としましては今までさまざまな問題がありました。問題があったというか、あと説明を受けてきました。

その中で本当に大変な状況にあるのだということを感じてきました。検討委員会の中でもそういうことも含めて、さまざまな意見が出てきたのだと思います。

そういう点では、やはり本当の新しい申請者もいる中で、本当の公平性を保つためには、そういうこともきちんと評価の中にしかるべきではなかったかと考えます。

○議長（渡邊政吉君） ちょっと総務部長のほうから、今の質問について答弁があります。

総務部長。

○総務部長（佐藤次春君） 町長が指定管理者をこの方にしたいということを決めるのに、公平で公正な判断をするために指定管理の選定委員会を置いているわけですね。

選定委員会の進め方であったり、時間的なものについて少し問題があるのではないかということであれば、今後十分注意していきたいと思いますが、公平性を当然判断できる方々をお願いして、その委員会の意見を聞いて、町長が尊重して今回提案させていただいているということで、ぜひ御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員、よろしいですか。

それでは、ほかに質問ございますか。

はい、3番森本議員。

○3番（森本一夫君） 今まで質問を聞いていますと、選定委員の資質を問うような何かそういう質問がすごく多いと。これは、町から委嘱を受けた委員さんに対して、すごく失礼なことである。

ですから、こういうような質問については取り上げないでほしい。

○議長（渡邊政吉君） 今ちょっと質疑の時間中なので、考え方はわかります。

今説明があった中での質疑、ほかにございますか。

はい、5番西原議員。

○5番（西原 浩君） それでは、5点ほどお聞きいたします。

まず1点目は、現在賃貸借契約している郊楽苑を指定管理するわけですが、その利用者からの実施状況で、利用者から意見や苦情が寄せられていないか、この点について1点お聞きいたします。

それから、まきボイラーに関しまして、5月15日の合意書では指定管理までに町のものとするがありますけれども、現在どのようになっているのが2点目です。

それから3点目は、選定委員会の計画書の審査調書は産業振興部でつくったと、今本会議で答弁されていましたが、9月29日の産業の委員会では、これは所管が総務部なので説明できないという答弁がありました。

そのことに関して、ちょっと違和感を感じたのですけれども、その点についてちょっと説明を願いたいと思います。

それから4点目は、これから基本協定を結ぶと思うのですけれども、基本協定を結ぶに当たっての町の考え方についてお聞きいたします。

それから5点目といたしましては、9月29日に指定管理が郊楽苑さんに決まったという新聞報道がされましたけれども、これはどのような形で公表されたのかという点について、町の見解をお聞きいたします。

以上、5点お聞きいたします。

○議長（渡邊政吉君） まず、総務部長。

○総務部長（佐藤次春君） それでは、まず私のほうから5番目の新聞報道について、ちょっとお答えいたしたいと思いますが、25日新聞に1社を選定したというふうに報道されましたけれども、これは24日に選定委員会を行っておりますので、取材でどのようなになったかということがありましたので、1社は選定委員会としては選定しましたと。

ただ、これはこれから町長が判断して、それでよしとするのか、まだ未定であるので、現時点ではそこまでしか公表できないという対応をしたということです。

それで、委員の皆さんはどういう方々がおられたかという質問もありましたので、これは新聞報道にあったおおむねそのとおりですけれども、商工会や農漁協の関係者、町職員9人で構成されていたと。

あと、今後の予定についてはというようなこともありまして、10月8日の臨時議会に提案をしていくことになるというようなことは、指定管理選定委員会の庶務をしております総務課長が対応して、答えられる範囲でいうことで取材に応じたということでございます。

○議長（渡邊政吉君） 商工観光課長。

○商工観光課長（大槻祐二君） 西原議員の御質問にお答えしたいと思います。1番目の利用者から苦情や何かは寄せられていないかということですが、今の現在の株式会社郊楽苑が運営している郊楽苑についてということだと思うのですが、現在までにないことはないです。あります。数件苦情が寄せられたことがあります。

それにつきましては、同じ利用者のたばこの関係とかですね、そういう関係での苦情が何件かは寄せられたことがございます。

次に、3点目の審査調書をうちがつくったのではないかという先ほど発言だったのですが、ちょっと私のほうで説明不足かなと思いますが、募集要項の中に審査基準ということで200点の点数表が載っております。

それにつきましては、所管である商工観光課のほうで策定したという意味でございまして、選定委員会の中のその辺の審査基準等々のことにつきましては、それをうちの所管でつくった審査基準をもとに、総務のほうで策定したということになってございます。

以上です。

すいません。失礼しました。

申請基準ですが、先ほど言いましたように、募集要項等の点数につきましては所管の私のほうでつくりまして、これをもとに選定委員会のほうに詳細な審査基準表を策定して、総務のほうに出しているという現状でございます。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） はい、産業振興部長。

○産業振興部長（有田博喜君） お答えいたします。

二つ目のまきボイラーについてでございます。指定管理までに町のものとするというお

話で、前から説明しておりました。

8月に郊楽苑のほうと無償譲渡という形で覚書を交わして・・・・・・ちょっとすみません。失礼いたしました。

郊楽苑に対しては、今回公の施設という形になりますので、そこに郊楽苑の所有物が入るということは指定管理の中から外れるという形になりますので、その部分については指定管理の中に含むという形で町のものとしたいというお話をいたしました。

前にもお話しましたように、まきボイラーについては国の補助金が入っております。それで私どもとしましても、直接農水省にも確認をいたしました。

所有者の変わるに当たって、有償の場合ということも考えられるのですが、有償ですと補助金の返還という形になりますので、農水省としては無償譲渡という形しかないだろうということで、今農水省とやりとりをしております。

そして、昨日もメールは入ってきているのですが、実際手続、もうきょうあすにでも郊楽苑のほうから農水省に手続をして、早急に指定管理になる前に農水省のほうとしては許可を出したいというスケジュールになっております。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部、4番目の質問について。

はい、商工観光課長。

○商工観光課長（大槻祐二君） すみません。たびたび申しわけありません。

基本協定の考え方についてという御質問だったと思うのですが、それにつきましては募集要項、募集仕様書、条例規則等々に基づきまして、今後この議決をいただきました後に、正式に株式会社郊楽苑のほうとは基本協定を結びたいなというふうに、指定管理の10月15日の前、14日までに基本協定を結びたいというふうに思っております。

先ほど申し上げたとおり、基本協定の内容につきましては、要項、仕様書、条例規則にのっとり、厳格につくってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 一通り答弁が終わりました。

西原議員、よろしいですか。

西原議員。

○5番（西原 浩君） 2番目のまきボイラーに関しては、今事務的に作業しているという認識で、農水省のほうでやっているということなので、これは郊楽苑側が手続をしないとならないことなのか、ちょっとその事務作業がどこで行われているのかというのを確認いたします。

町は受けるほうなので、町が主体的になるということではないのかなと思うのですが、そもそも貸しているところがなぜ、このまきボイラーの持ち主となったのかという、きょうそもそも論を言っても仕方ですけれども、おかしかったところなのですけれども、それを正常に今戻す作業しているということで、確認のためにもう1回再度お聞きいたします。

それから3番目の、どうも理解できなかったのが、確かにその制度的な問題と言いますか、仕組み的な問題で、議会で調査をしようと思うときに所管が違うからということで聞けない部分があったと。それが、もう少し丁寧な説明が必要だったのではないかなと思うのですが、その9月29日の産業の委員会では総務の所管ですからということで、ほとんど説明がされなかったというのが実情でありまして、このときの対応というのは、

ちょっと非常に納得いかない部分があったというのが1点あります。それがもう少し丁寧さが必要だったのではないかと。

それから基本協定なのですけども、第三セクターのときに、平成19年のときに利用者、入浴者数8万人で、ピーク時は資料をもらったら12万人とか13万人の入浴者数で、利用者数で二十二、三万人いたという、それは町のでこ入れ、新しい施設ということでピークは比較にならないのですけども、第三セクターの時点で8万人、9万人、十何万人利用したものが、今賃貸で3分の1程度の利用者数に落ち込んでいると。

これが指定管理にしてどのくらい回復するとか、どのような数値目標と言いますか、どのくらいを目標にしているのか、その辺の考え方と言いますか、数字がないのでしたら考え方と言いますか、基本協定の目標とする部分についての町長の考え方を、ちょっとお聞きしたいと思うのですけども。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） はい、商工観光課長。

○商工観光課長（大槻祐二君） 御質問にお答えしたいと思います。

まきボイラーの件に関しては西原議員おっしゃるとおり、現在、郊楽苑さんが農水省に対して承認手続をしていると。そのことを農水省さんのほうから、私のほうで確認しながらというところで、指定管理の基本協定10月15日の前に、そういう手続が終わるようという連絡を受けているというところでございます。

次に、この間の常任委員会でのことなのでございますが、選定委員会の報告を資料としてお出ししたときに、常任委員さんのほうからは点数のこの差があるのはなぜかとか、そういう御質問だったものですから、それをやっているのは総務だというふうにお答えしたと記憶しておりまして、70点、30点、50点にしたのはなぜかとか、そういう御質問はなかったのかなというふうに私としては認識しておりまして、その辺で誤解があったのであれば申しわけないなというふうに思っております。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） はい、商工観光課長。

○商工観光課長（大槻祐二君） すみません。失礼しました。

今後の指定管理に向けての目標数値はというようにところだったと思うのですが、先ほど部長の説明ありました指定管理料の算定に当たりましては、今の入浴者数の過去4年間の平均の1.1倍程度は、公の施設となることで見込めるのではないだろうかというところで、入浴者数、宿泊者数を指定管理料の算定に当たっては、一応1.1倍ということで見込んでおります。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 西原議員、よろしいでしょうか。

ほかに御質問ございますか。

はい、12番松原議員。

○12番（松原政勝君） 指定の期間について、お伺いいたします。

選定委員会では、指定期間を26年12月1日から30年3月31日までとなっているわけです。のですけども、きょう上がってきた議案の中には既に26年10月15日、あと1週間後から30年3月31日までとなっております。

そこで、先ほどの西原議員の質問と関連あるわけでございますが、新聞記事の温泉指定管理者郊楽苑と契約ということで、既に指定管理委員会が終わった後に、もう契約へとい

う文言で新聞に出されているわけです。

町民の方は、私も電話いただきましたのですけども、記事をずっと読んでいくと、最後のほうでは10月8日の臨時会の議決を経て決まるのだよと書いているのですが、この見出しがもう既に契約へととなっております。

議会は開かれなくてもこういう契約をどんどん進めていくのかという、そういう町民から指摘を受けております。

それともう一つ、先日の全員協議会中で、産業の資料だったのですが出していただきまして、もう既に10月15日からの補正も組まれております。

これについても、私はきょうの10月8日の議会の議決を経て、こういう事務的作業が進むのであればいいけども、恐らくまだ今から1週間前以前のことで、どんどん作業は進めて、公にこういう資料がどんどん出てくるというのは、非常に問題があるのではないかと思います。

その点について、町長お伺いいたします。

○議長（渡邊政吉君） はい、町長。

○町長（水沼 猛君） 新聞報道ですけども、報道の中で最終的には議会の議決を受けてということが書いてありますし、ぜひそういう問い合わせがありましたら、町民の皆さんに御理解を求めるべくですね、説明をしていただきたいなと思います。

それから、今選定委員会で決定をされて、そして皆さん提案するというところで、そういう流れで一緒のということでございますが、いずれにしても、この施設についてはなるべく当初からあきをつくらないで、なるべくスムーズに町民の皆さん、または利用される皆さんに御迷惑がかからないようにという中で進めてきておりますので、幸いこういう形に決まりましたので、それであれば即新しく協定を結んで、そして引き続き指定管理という中で営業していただく。そういうスピード感を持って取り組んできたということでもありますので、今までもずっと、このことについては何年も議会の皆さんといろいろな議論を交わしてきておりますので、決して議会軽視ということとは我々は全く思っておりませんし、軽視をするという感覚は全くございません。

○議長（渡邊政吉君） 松原議員。

○12番（松原政勝君） 町長もスピード感を持って、施設をあかさせないようにという答えだったのですが、私先ほど申し上げましたように、基本的にはやはり10月8日の議会を経て、そして事務的なものは、庁内の役場の中の事務的にはそういうものをつくられても結構ですけども、やはりこういう資料として出すとか、それから議会にかける前にこういうことが組まれているというのは、我々としてはちょっと早かったのではないかと、このように思うわけです。

このことについて、町長同じような答えかもしれませんが。

○議長（渡邊政吉君） はい、町長。

○町長（水沼 猛君） 先ほどもお答えしたとおりですが、いずれにしてもそういうことになると、また改めて議会を招集して、そして議決をもらう、補正予算を組むということになりますが、果たしてそれがいいのかどうか。

ぜひその辺は御理解をいただければなとそうように思います。

○議長（渡邊政吉君） 松原議員、よろしいですか。

ほかに御質問ございますか。

はい、14番戸田憲悦議員。

○14番（戸田憲悦君） 大変議論百出で、活発でよろしいなと思います。

先ほどの中村議員さんの御質問を繰り返すようでございますけど、まず産業建設常任委員会に報告のあった点数配分ですね。先ほども課長からる御説明がございましたけども、他の施設選考の基準を見て参考にしたとありますけれども、どうも配分が50点のところ、50点、50点ときて70点、30点。この辺でちょっといじくって、20点プラスして50点からとったと、そんな基準配分に見えてくるのですね。

これは一体どうなのですか。

他の施設の基準配分を例にとったと、倣ったと言いましたが、他の施設というのは何を参考にされたのか、ちょっと答えてください。

○議長（渡邊政吉君） はい、商工観光課長。

○商工観光課長（大槻祐二君） 御質問にお答えしたいと思いますが、答弁も重複するのかもしれませんが、同じような入浴とか、宿泊とかをやっているような施設の募集要項等々を要するに参考にさせていただいて、この点数表をつくったということでございまして、それが妥当だというふうに所管で判断しまして、点数をつけたということでございます。

どこと言っても、いろいろ何件かインターネット上で同類のような施設を調べまして、それを参考にしたということでございます。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） はい、戸田議員。

○14番（戸田憲悦君） ただいまのお答えは、全くお答えになっていない。そういうことでございます。

せっかく答えるのですから、きちんと真面目にどこの対象施設なのか答えてください。

これはね、大事なことなのです。これが基準点なのです。50点が並んでいて、なぜ70点なのか。なぜ50点から20点削って30点になったのか。こういうことです。皆さん疑問に思っているのです。

このことが解明できない限り、この基準点数は全くにせものであると、そう言わざるを得ないのです。

当初からこれは疑問に思っていたのです。なぜ、ここの部分だけ20点プラスしたのですか。だれがやったのですか、これは。これは大事なことなのです。施設を評価するときに、このことは大変なことなのです。

なぜここだけ突出してくるのですか。だれがこれを決めたのですか。

先ほど、何か選考委員に対するなんというか、それはそんなことだれも申し上げておりません。選考委員は選考委員、町長から委嘱されたこれを皆さんに対する人格等、そのものを含めて我々は大変評価しております。議員は評価しているのです。ですから、選定の選考委員に対する云々ということはありません。

それはちょっと思い違いですね。ですから、その辺のところは誤解のないようにしていただきたいと思います。

戻りますけれども、この評価点数というものは大変重要なことです。これは天下分け目の数字ですからね。

こういう評価配分と点数配分というのは見たことがないです。ほかの事業の募集要項と見ますか、これは点数は全部平等です。平等が基本なのです。これは社会通念上、そういうものになるのです。

行政側からいきますと、こういう配分の仕方をやりたくなる。それはいわゆる出来レースと言うのです。行政側が出来レースに持っていきたいのです。

ですから、先日の産業建設常任委員会に対する報告も、やっぱり出来レースなのです。肝心なところになると、委員さん方の質問に答えていない。答えられない。答えることを調整して、委員会に臨むというのが所管の役目なのですよ。

役目は果たしていないと。ですからこういうことなる。こういう議論がどんどん出てくる。まだまだ出てくるのです。

これは、きょう一日では終わりませんよ。そう思いませんか。

ちょっと待ってください。まだ答えるのは早いですよ。まだ続きがあるのです。

これは文句でも何でもないけれども、こういう事態に至ったことの反省が何もないのです。

検討委員会と町長のいわゆる諮問機関なのかどうか。それも検討、集めて何度もやって、その意見がほとんど反映されていない。これは間違いないです。

後日、検討委員の皆さんから聞きました。

こんなものばかばかしくてやっていられるかと、そういうようなトップの方がおりました。そういうことなのです。そういう反省点が全然見えてこないのです。なおかつこういうことをやっておる。

それで新聞報道を先にしておいて、全てこれありきだと。それが決定打になる可能性がありえるわけですよ。報道機関に出てしまいますとね。新聞報道は聞いたまま書かれるでしょうから。ですからこういうことになる。繰り返しになってしまう。

それで原点に立ち返りますとですね、そもそも民間に賃貸契約を結んだときの条項、これを振り返ってもらわないと困りますね。

これ何条かしかないのですよ。こんな簡単なものでよかったのか。

何払えと出てきましたね。相手が勝手なことをやる。勝手なことをやったことに対応もしない。行政がまともに受けなかった。ですから、相手の思うつぼですよ。金をくれ、こういうことになるのですよ。

そのときにどんな対応をしたのか。何もしないですよ、払わざるを得ないのですから。しかし、そのときにですね、そこでとめておけばいいのです。

その後何があったのですか。だからこういうことになる。

その後旧交流センターの運営にかかわる検討委員会をやったときもですね、公募する。結論は公募に至ったと。本来であれば契約を更新しない契約に考慮していきますよといったときに、なぜそういうことになったか説明しているのですか。相手が不備があるから、相手に対して契約を更新する条件ではないから、契約打ち切ったのですよ。

しかしながら公募に、先ほど質問にありましたけれども、排除しない。なぜこんなこと入れなければならないのですか。ちっとも公平でもなんでもないので、これ。間違えていると。

検討委員会の意見を無視して間違えて、甲は乙を排除しないものとする。だれがそれを交渉したのですか。お話ししたのですか。

そこから、そもそも間違いが出発しているのですよ。

ですから、指定管理者制度に踏み込むということは、税金を町民の税金をどんどん垂れ流ししていくということです。

先般の補正予算で、いわゆる数千万の支出をしましたが、これも税金です。

旧交流センターの運営にかかわる特別補助金、交付金ありますか。全部税金です。えらい高いものですよ、これ。

10年間の中で、過去施設ができてから10億の金を使っている。建てたときはどの金もらってつくったかわかりませんよ。

(発言する者あり)

○14番(戸田憲悦君) 何。原点に立ち返る話をしているのです。

既に10億の金をつぎ込んできたのです。そしてなおかつ、また指定管理者で、まだ何億の金をこの間につぎ込まなければならない、こういうことになっていくのです。

議長、そういうことですから。

先ほども点数配分を含めて、ここに至った経緯にかかわることについて、しっかりと説明してください。

○議長(渡邊政吉君) はい、町長。

○町長(水沼 猛君) さまざまな誤解もあるのかなと思っておりませんが、いずれにしても、この施設については、本町にとって必要な施設であるという町民含めた考え方のもとに、指定管理、公の施設としてこれを運営していくのだと、そういうことをしっかり議会の皆さんにも議決をいただいて、今日を迎えているところであります。

また、先ほども御説明したように、検討委員会の中では千差万別な御意見が出ました。したがって、一つの大きな方向への結論は得られなかった。

しかしながら、今の議論を聞いているとあの施設はいらないものだ、町の経費をかけてまで施設を維持することは間違いだという原点に返られたのかもしれませんが、そういうことでなくて、あれは公の施設として存続をしていくという議会の議決をいただいて、今日に至っております。

したがって、先ほど言いましたように、検討委員会のいろいろな御意見をまとめてですね、個々に聞けばそれは主張することは違う。だから、一つの意見にまとまらなかったわけですから、それを総体的に集約したことが、今回のこの指定管理で運営をしていく。そういう結論を町として持っている、町がそういうことで選定委員会に諮って、そして選定委員会の結果をいただいて、それを尊重して議会に提案したということでございますので、ぜひ御理解をいただきたいと思います。

○議長(渡邊政吉君) はい、戸田議員。

○14番(戸田憲悦君) 町長提案事項ですから、これは大変重要な案件であることは間違いない。

いわゆるこの施設については、相当の歴史を経過してですね、結構、財政上厳しくなるような状況下にあって、三セクから指定管理者へという流れでやむを得ずこうなっているわけですね。

町民にとっては、確かにどこまでが重要な施設なのか、やはり、いろいろな事業の中でパブリックコメント等々で御意見いただいていると思うのですよ。我々の耳には、そのコメントが余りよく聞こえてこないのです。

町長は町長選のときに、この郊楽苑の施設をこの凍りついた施設を何とかいい方向に回復したいという公約で出られたわけですね。

これは記憶に新しいですよ。ずっと頭に入っています。

しかしながら、どんどん悪い方向に向かっていっているのです。ですから今こんな議論をしなければならない。その間にまだ打つ手があったはずなのです。今こんな議論を我々

が永遠とやらなければならないとは、夢にも思っていなかったですよ。

しかしやっぱり、当初のいわゆるつまづきがあるのですよ。そのときに適正な解決をしなかった。

議会は附帯決議までして、それでも認めようかと譲歩したのです。しかしながら、その後の改善は何もなされていなかった。こういうことなのですね。

これから我々も議会報告会で、かなり町民の皆さんの質問攻めにあうのだろーと思imasuので、しっかりとした議論を重ねて、いわゆる行政と議会が一体となった、町をこれからの将来を担うために、早急にばたばたと結論を出すのではなくて、もっと議論を深めて。議論が深まっていなかったのですよ。だからこういう形になっているのです。

町長、公約も含めて再度またお答えください。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） 公約、どういう公約だったか定かではありませんけれども、いずれにしても郊楽苑については厳しい財政状況の中で、今までのような毎年、先ほども言いましたが、あれだけの公費をつぎ込んで維持することは不可能だということは、はっきり申し上げてきました。多分そういうことだと思います。

その中で町の第三セクターから民間活力の中でやっていこうということで、賃貸を選んできたわけですね。そしてその中で、調べてみればわかると思いますが、その前の時点では5,500万円くらい毎年出していたのですね。そういう状況でありました。

それに補修であるとか、いろいろなことが重なってきていたということでございます。

そういうことで、それだけのお金をこれから毎年出すわけにはいかないということで、賃貸としてやっていただいた。

ところが、やはりそういう厳しい状況の中での経営であって5年間やっていただいたのですが、もう赤字の中で限界であるという中で、いろいろな対策も議会の皆さんの協力をいただいてやってまいりました。

しかし、その中で行革の一環でもありますし、その中で存続をしていくことが町民の皆さん、また町の活性化になるという思いのもとにやってきたわけですので、税金がどういう形で使われたか、それについての行革としての考え方に基づいて、その間幾らの経費がかかってきたか、それを調べてみれば一目瞭然にわかると思います。

ぜひ、そのことも考慮いただいて、さまざまな御批判をいただければなど。そのように思っております。

だから、そういうことを今後続けていくことはなかなか難しいということで、今回、議会の皆さんに御相談、協議をしながら今日を迎えている。町民の皆さんのいろいろな御意見も伺ってきたということでございますので、ぜひ御理解をいただきたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） ここで時間超過しましたので、10分間休憩します。

午後 3時37分 休憩

午後 3時58分 再開

○議長（渡邊政吉君） 多少、休憩時間が超過したことをおわび申し上げます。

会議を再開いたします。

ほかに質疑ある方いらっしゃいますか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） ないようですので、以上で質疑を終わります。

これから討論に入ります。討論ございますか。

まず初めに、原案に反対者の発言を許します。

15番中村議員。

○15番（中村忠士君） いろいろ論議をしてきたところですが、大変いろいろな角度からの質問等が出て、活発に行われたというふうに思います。

結論的に何点かにわたって、非常に深い疑義が生じたということを申し上げたいと思うのですが、一つは旧交流センターの検討委員会の報告書が出されたわけけれども、それについての検討について、その状況を町民やあるいは議会に十分に情報提供し、ともに考えていくという姿勢にはなっていなかったということは、町長自身もお認めになっているわけであります。

それから、この間の選定にかかわる出せる情報も出していなかったと。例えば、募集要項、仕様書などについては、インターネット上でそれは引っ張れば出てくるのだというふうなおっしゃり方だったけれども、それで十分ではないというのは明らかでありますからね。

そういう情報共有をして、ともに考えていくという点での非常に大きな問題点があったということであります。

それから、公平に判断をするというのが選定委員会の役割でありますけれども、私、お一人お一人の選定委員についての資質の問題を別に問うてはいません。この選定の仕組みがどうだったかということを申し上げているのであって、例えば、点数配分の問題についても十分理解、納得のできるような説明がなかった。

そういうことを含めて、この選定、時間的な問題もありましてね、選定の問題点というのが明らかになったということであります。

あるいは、もう1点でありますけれども、今後の将来の問題についてですね。利用者の状況などについて、十分将来性の見えてくるような、そういうものとして浮き上がってきたかということ、その点でも非常に不十分だという点でありまして、これには、町民の説明責任をしっかりと果たすということには、このままではならないというふうに思いますので、私はこれについて賛成するわけにはいかないということで討論を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

どなたかございますか。

17番安田議員。

○17番（安田輝男君） 賛成討論ということで、議案第75号公の施設に係る指定管理者の指定について、私は賛成の立場で討論をさせていただきます。

まず、指定管理者選定の基準、基本的な考え方は、現在の施設の運営に民間活力が導入することで、サービスの向上や安定性が求められることは当然であります。

指定管理者の選定に当たっては、町民の期待にこたえるべく、安定して業務を行う能力がある業者を、さまざまな観点から厳しく選定しなければならないと思います。

指定管理者の選定は議会の議決を必要としますが、その議決は極めて責任が重く、責任をもって議決を行うためには、町が指定管理者選定の過程を客観的かつ詳細に、議会議員に対して示す必要があります。議会が業者を選定するというものではありません。

業者の選定委員会が行った結論、結果については、重く受けとめる必要があるという具合に私は思います。

しかし、その選定が妥当であるかどうか、十分な情報のもとで議会がチェックした上で

議決しなければならないという具合に私は思います。

その意味では、町は本臨時議会において、議会に提出した選定委員会の資料は、議会が議決するための判断材料として評価できるものであります。選定委員会では、合理的な判断がなされていると理解をしているところであります。

さらに、町は町民の利用に不都合を来さないように休館日を必要最小限にし、配慮したことがうかがえます。加えて、町は昨年、旧別海町交流センター検討委員会を設置し、結論が出るには至らなかったものの、十分な検討する努力をされていると判断するものであります。

このようなことから本案に賛成するものでありますが、他の自治体の例を見ると、選定においては町民が傍聴可能な発表を行っているところもあります。透明性の確保に努めています。

また、町は町民に選ばれる、喜ばれる施設運営がなされていくように検証する仕組みづくりを検討すべきと考えます。

以上2点の取り組みについて今後なされることを期待し、賛成討論といたします。

以上であります。

○議長（渡邊政吉君） ほかに討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論がないようでございますので、以上で討論を終わります。

これから採決いたします。

本件については、起立により採決いたします。

本案を、原案のとおり決定することに賛成する議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（渡邊政吉君） はい、起立多数であります。

したがって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第74号

○議長（渡邊政吉君） 日程第5 議案第74号平成26年度別海町一般会計補正予算を議題といたします。

内容について説明を求めます。

総務部次長。

○総務部次長（河嶋田鶴枝君） 議案第74号の内容を御説明いたします。

別冊の別海町一般会計補正予算書1ページをお開きください。

平成26年度別海町一般会計補正予算（第3号）。

平成26年度別海町一般会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,330万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ155億6,470万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条、債務負担行為の補正。

債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為」による。

2ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算補正。まず歳入で、補正額の欄で申し上げます。

18款繰入金、1項で1,330万円の増。

歳入合計で、1,330万円を追加するものです。

続いて、歳出です。

7款商工費、1項で1,330万円の増。

歳出合計で1,330万円を追加し、歳入歳出いずれも、補正後の予算額を155億6,470万円とするものです。

次に、第2表債務負担行為です。

追加は1件で、別海町ふるさと交流館に係る指定管理者に対する委託料で、期間は平成27年度から平成29年度、限度額は9,795万3,000円とするものです。

次に、歳入歳出予算補正事項別明細書の内容について御説明いたしますが、1の総括は省略し、2の歳入から御説明させていただきます。

5ページをお開きください。

2、歳入です。款項の金額は省略し、目補正額の欄で申し上げます。

18款繰入金、1項1目財政調整基金繰入金1,330万円の増は、今回の補正に伴う財源として、財政調整基金から繰り入れを行うものです。

なお、補正後の繰入予算は3億7,300万円となり、予算上の財政調整基金残高は23億6,670万円となります。

次に歳出で、7ページをお開きください。

3、歳出です。こちらも目、補正額の欄で申し上げます。

7款商工費、1項2目観光費196万6,000円の減は、ふるさと交流館条例施行に伴い、指定管理費に含まれる経費及び目の変更による減額となります。

3目ふるさと交流館費1,526万6,000円の増は本目新設で、8ページにわたって、指定管理に係る委託料及び委託者負担分の修繕料、器具費を増額するものです。

以上で、議案第74号一般会計補正予算の内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第74号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

はい、15番中村議員。

○15番（中村忠士君） ふるさと交流館にかかわる補正でありますから、ふるさと交流館の今後の問題、あるいは指定管理のあり方の問題についてかかわってきます。

そういう意味からも、ここに疑義があれば賛成することはできないということでありまして、先ほど申し上げましたとおり、この間の町の説明責任、極めて不十分であるということで、とりわけ私たちは全員全会一致で、平成24年9月14日に附帯決議を上げております。

その中に、より多くの町民から理解が得られるよう、別海町自治基本条例の基本理念に基づき、情報公開に一層努めること、あるいは町民や議会がそれぞれの役割と責任を十分果たすことができるよう配慮するべく努めることと、こういう附帯決議をつけておるわけ

でありますが、その点からも非常に重大な問題がある。

それから選定についての点数配分の問題等々、非常に疑義が払拭されないまま、現在に至っているということでもあります。

そういう点から、そういう疑義を持ったまま、この補正に賛成するわけにはいかないとということで反対討論といたします。

○議長（渡邊政吉君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

どなたかございますか。

はい、4番今西議員。

○4番（今西和雄君） 私は、原案に賛成の立場で討論させていただきます。

先ほど来、交流館についていろいろ議論され、最終的には原案どおり決定されました。

それを受けて、私は新しいスタートの一步だとこの補正を思っておりますし、やはり先ほど議論でもありましたように、1人でも2人でも多くの利用者をこれから募っていく、そういう前向きな姿勢の中でのことだと思っております。

これはだれの施設でもなくて、自分たち別海町民一人一人の皆さんの施設だと私は思っております。

そういう意味では先ほど言いましたように、これをスタートに一步、二歩前向きな形の中で目的に沿った交流館であるよう、行政とともに議会も進んでいくべきだというふうに思いますし、そういう考えから、この補正予算に対しての賛成の討論とさせていただきます。

○議長（渡邊政吉君） ほかに討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） ないようですので、以上で討論を終わります。

これから採決いたします。

本件については、起立により採決いたします。

本案を、原案のとおり決定することに賛成する議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（渡邊政吉君） はい、起立多数であります。

したがって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 同意第4号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第6 同意第4号別海町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

町長。

○町長（水沼 猛君） 同意第4号について御説明を申し上げます。

本件につきましては、別海町教育委員会委員の任命について、議会の同意を求めるものでございます。

現在、教育委員会委員には委員長であります大塚保男さん、木村江里さん、伊勢浩子さん、田中博行さん、そして教育長であります真籠毅さんの5名を任命させていただいております。

このたび、本年10月11日で任期が満了となります田中博行さんが、今限りで勇退されることになりましたので、新たに上田茂さんを任命したいというものでございます。

上田さんは、西春別駅前西町３８番地にお住まいで、昭和２７年１月２４日生まれの満６２歳でございます。

上田さんの主な経歴等について、若干申し上げます。

昭和５０年に酪農学園大学を卒業後、中標津農業高等学校、標茶高等学校を初め、道内の農業高等学校で教鞭をとられ、平成２４年３月に更別高等学校の教頭の職を最後に退職をされました。

現在は、別海町体育協会副会長として体育の振興に奮闘され、また趣味の囲碁を生かして日本棋院別海支部長をされており、地域の人望も厚く、人格、識見ともに立派な方で、教育委員会委員に適任であると考えているところでございます。

なお、任期につきましては、平成２６年１０月１２日からの４年間であります。

ぜひ御同意を賜りますよう、お願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（渡邊政吉君） 同意第４号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

これから討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第４号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎日程第７ 議員派遣の件

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第７ 議員派遣の件を議題といたします。

内容については、お手元に配付のとおりでございます。

お諮りします。

議員派遣については、お手元に配付のとおり派遣することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、お手元に配付のとおり派遣することに決定いたしました。

◎閉会宣告

○議長（渡邊政吉君） これで、本日の日程は全部終了いたしました。

これで会議を閉じます。

平成２６年第４回別海町議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午後 ４時２５分

◎町長挨拶

○議長（渡邊政吉君） 町長挨拶。

○町長（水沼 猛君） 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会に提出をさせていただきました全ての議案について、長時間にわたりまして慎重に審議をいただき、御決定を賜りましたことに厚く御礼を申し上げます。

さて、閉会に当たりまして、子ども・子育て支援新制度に関する現在の取り組み状況などについて御報告をいたします。

9月5日の全員協議会の時点で、公表済みの制度概要について御説明させていただきました。また、第3回町議会定例会において、関係する事業の設備や運営に関する基準を定める3条例について、議決をいただいたところでございます。

その後、国からは私立の施設を中心に少しずつ制度設計の詳細が示されてきているものの、まだ全容がうかがえる状況にはなく、特に公立施設については、給付の方法を含む主要な部分で明確になっていない事項が多く残っているところでございます。

しかしながら、町内では二つの私立の幼稚園が、来年4月からの新制度移行に向けて準備が進められておりまして、公立の幼稚園及び認可保育園については、原則として自動的に新制度に移行させるという方針を国が示しているところでございます。

これらのことから、町では、給付を受ける子供の認定、新制度のもとで教育・保育を実施する施設の確認、私立と公立を含めた利用料の設定やこれらにかかわる条例、規則の整備を年度内に進めていく必要に迫られております。

特に利用料については、本町の公立施設では、これまで独自の利用料の設定を行っておりますが、新制度の趣旨に基づく所得状況に応じた負担のあり方や幼稚園教育と保育、また、私立と公立のバランスなどを考慮した設定を設けまして、子ども・子育て会議の意見を聞きながら、財源の裏づけを含めて検討を進めております。

利用料は最終的に予算編成過程を経て、条例などにより規定することとなりますが、私立の幼稚園では来年度の募集事務が今月から始まることもありまして、幼稚園教育だけを受ける1号か、保育を受ける2号で認定を受けるかを保護者が選択する必要などもありまして、遅くとも年内をめどに利用料案を作成していかなければなりません。

このほか、子ども・子育て支援事業計画に関するその他の必要項目とあわせ、議会や利用希望者の皆様にも御説明をしながら策定事務を進めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

次に町内の行事についてですが、次の日曜日12日には、第54回目を迎える西別川あきあじまつりが別海新港特設会場で開催をされます。

当日の好天を期待し、町内はもとより、管外からも多くの方々が会場に足を運んでいただくよう願っているところであります。

その後ですが、12月の定例会までは議会を招集する予定は今のところございませんが、定例会の日程につきましては後日御連絡をさせていただきます。

議員各位におかれましては何かと御多忙な時期を迎えることとは存じますが、日程を調整いただき御参集賜りますよう、お願いを申し上げます。

以上で、閉会に当たっての御挨拶とさせていただきます。

本日はまことにありがとうございました。

○議長（渡邊政吉君） 皆様、大変御苦労さまでした。

なお、議員の皆様はこの後、議会事務局から若干連絡事項がありますので、そのままお待ちください。

上記は、地方自治法第 1 2 3 条の規定により会議の次第を記載したものである。

平成 年 月 日

署 名 者

別海町議会議長

議 員

議 員

議 員

平成 26 年 第 4 回

別海町議会臨時会会議録

至 平成26年10月 8日

別 海 町 議 会

別海町議会会議録

第1号（平成26年10月8日）

○議事日程

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期決定の件
日程第 3	町長挨拶及び提出案件の概要説明
日程第 4	議案第75号 公の施設に係る指定管理者の指定について
日程第 5	議案第74号 平成26年度別海町一般会計補正予算（第3号）
日程第 6	同意第 4号 別海町教育委員会委員の任命について
日程第 7	議員派遣の件

○会議に付した事件

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期決定の件
日程第 3	町長挨拶及び提出案件の概要説明
日程第 4	議案第75号 公の施設に係る指定管理者の指定について
日程第 5	議案第74号 平成26年度別海町一般会計補正予算（第3号）
日程第 6	同意第 4号 別海町教育委員会委員の任命について
日程第 7	議員派遣の件

○出席議員（17名）

1 番	木 嶋 悦 寛	2 番	松 壽 孝 雄
3 番	森 本 一 夫	4 番	今 西 和 雄
5 番	西 原 浩	6 番	杳 澤 昌 廣
7 番	小 林 敏 之	8 番	安 部 政 博
9 番	瀧 川 榮 子	10 番	山 田 信
12 番	松 原 政 勝	13 番	戸 田 博 義
14 番	戸 田 憲 悦	15 番	中 村 忠 士
16 番	佐 藤 初 雄	副議長	17 番 安 田 輝 男
議長	18 番 渡 邊 政 吉		

○欠席議員（ 0名）

○出席説明員

町 長	水 沼 猛	副 町 長	磯 田 俊 夫
教 育 長	真 籠 毅	代表監査委員	志 賀 正 章

監査委員 田村秀男
 福祉部長 竹中 仁
 建設水道部長 小西健夫
 病院事務長 佐藤一彦
 監査委員事務局長 宮越正人
 総務部次長 河嶋田鶴枝
 産業振興部次長 山崎 茂
 総合政策課長 浦山吉人
 福祉課長 山田一志
 農政課長 山崎 茂
 商工観光課長 大槻祐二
 上下水道課長 佐藤 敏

総務部長 佐藤次春
 産業振興部長 有田博喜
 教育部長 中谷隆弘
 会計管理者 田保圭乙
 農委事務局長 佐々木 勉
 産業振興部次長 佐藤則夫
 総務課長 佐藤 告
 財政課長 河嶋田鶴枝
 特養建設準備室長 竹中 仁
 水産みどり課長 佐藤則夫
 管理課長 小島 実

○議会事務局出席職員

事務局長 登藤和哉

主 幹 田畑直樹

○会議録署名議員

12番 松原政勝

14番 戸田憲悦

13番 戸田博義

◎開会宣告

○議長（渡邊政吉君） 会議に入ります前に申し上げます。

今会期中は、広報及び報道関係者の写真撮影を許可しておりますので申し上げます。

ただいまから、平成26年第4回別海町議会臨時会を開会いたします。

ただいま出席している議員は17名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（渡邊政吉君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第126条の規定により、議長において指名いたします。

12番松原議員、13番戸田博義議員、14番戸田憲悦議員、以上3名を指名いたします。

◎日程第2 会期決定の件

○議長（渡邊政吉君） 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りします。

この臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎日程第3 町長挨拶及び提出案件の概要説明

○議長（渡邊政吉君） 日程第3 町長から挨拶及び提出案件の概要について説明があります。

町長。

○町長（水沼 猛君） 本日、平成26年第4回の別海町議会臨時会を招集させていただきました。議員各位におかれましては、時節柄御多用のところ御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

連日、新聞、テレビ等で伝えられております長野と岐阜県にまたがる御嶽山の噴火におきましては、50人を超える方の死亡が確認され、戦後最悪の火山災害となりました。

また、6日には台風18号が本州に上陸をし、首都圏が直撃を受けまして、死者5人のほか、冠水、土砂崩れ、交通麻痺などにより大混乱となったところでございます。大自然による猛威と災害列島に住んでいる脅威を改めて実感をするところでございます。

亡くなられた方々には衷心よりお悔やみを申し上げますとともに、お見舞いを申し上げます。次第であります。

まだ多くの安否不明者がいる可能性が高いとの報道もございます。天候なども含め、現地は大変厳しい状況でございますが、今後捜索、救助活動が進むことを切望するところで

ございます。

さて、早速でございますが、本議会に提出をさせていただきました議案等の概要について御説明いたします。

提出いたしました案件は3件でございます。一般会計補正予算、公の施設に係る指定管理者の指定、人事案件、それぞれ1件でございます。

議案第75号は、公の施設に係る指定管理者の指定についてであります。

別海町ふるさと交流館を新たに指定管理の方法により管理運営を行うこととし、株式会社郊楽苑を指定管理者として指定するものでございます。

議案第74号は、平成26年度一般会計補正予算第3号ですが、別海町ふるさと交流館の指定管理費の増額など、関連する予算について補正しようとするものでございます。

同意第4号は、別海町教育委員会委員の任命についてでございます。

現在、教育委員会委員に5名の方を任命しておりますが、このたび1名の方が10月11日付けで勇退されることから新たな方を任命いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

以上、提出をいたしました議案等の概要説明とさせていただきます。

慎重に御審議の上、御決定を賜りますようお願いを申し上げます、挨拶といたします。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

◎委員会付託省略の議決

○議長（渡邊政吉君）　ここでお諮りします。

本臨時会に提出されております日程第4　議案第75号から日程第6　同意第4号の3件については、会議規則第39条第3項の規定に基づき、委員会の付託は省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君）　異議なしと認めます。

したがって、日程第4　議案第75号から日程第6　同意第4号の3件については、委員会の付託は省略することに決定いたしました。

◎日程第4　議案第75号

○議長（渡邊政吉君）　次に、日程第4　議案第75号公の施設に係る指定管理者の指定について、別海町ふるさと交流館を議題といたします。

内容について説明を求めます。

産業振興部長。

○産業振興部長（有田博喜君）　それでは、議案第75号公の施設に係る指定管理者の指定について、内容説明をさせていただきます。

議案書の2ページをお開き願いたいと思います。

まず、本件に至りました経過について説明いたします。

ふるさと交流館は、交流センターとして平成3年12月に友好都市との交流や通過型観光から滞在型観光への転換を担う拠点施設として別海町が建設し、別海町、町内農漁協、商工会、大地みらい信用金庫が出資いたします第三セクターによって、管理運営が開始さ

れました。

この建設に当たっては、地元、民間、同業者との調整などから宿泊客数等の制限をして、当初から設置目的を最優先とした施設で、運営内容が非常に厳しいことが予想されておりました。

このため、旧交流センターの運営維持にはオープン当初より年間で1,300万円から、多い年で9,000万円の町補助金等が支出され、赤字が恒常化しておりました。

町としましては、この恒常的な多額の赤字の解消と、より一層の有効的な施設運営は民間活力の導入が望ましいということで判断し、売却の公募を平成20年12月26日に告示しましたところ、1件の応募がありました。

しかし、資格審査の段階で入札参加資格がないということが判明し、契約には至りませんでした。

続きまして、平成21年5月1日には、借り受けにかかわる公募を行った結果、2件の応募がありました。

資格審査を3回開催し検討した結果、平成21年7月27日付けで、民間企業であります株式会社郊楽苑と町有財産賃貸借契約を締結し、現在まで営業がなされてきたところでございます。

しかし、旧交流センターは別海市街地で唯一の浴場となり、町としては福祉の向上と健康の増進を図るためにも運営を維持していく責務がある大事な施設というふうに考えました。

これによりまして、本年7月31日に議会の議決をいただきまして、別海町ふるさと交流館設置条例を制定し、指定管理をすべく8月6日から9月4日までの期間において公募を行いました。

この期間において3件の応募があり、別海町公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例施行規則第5条第2項の規定に基づきまして、指定管理者選定委員会が9月24日に開催されました。

その結果、9月26日付けで、選定委員会として株式会社郊楽苑を指定管管理の候補者として選定した旨、通知がありました。

町といたしましては、別海町公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例施行規則第5条の規定に基づきまして、指定管理者の選定を公平かつ適正に行うため設置されました指定管理者選定委員会の意見を尊重し、議案書のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第75号公の施設に係る指定管理者の指定について。

公の施設に係る指定管理者を下記のとおり指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

1、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地。

(1) 名称、別海町ふるさと交流館。

(2) 所在地、別海町別海141番地100。

2、指定管理者。

(1) 住所、別海町別海141番地100。

(2) 名称、株式会社郊楽苑。

(3) 代表者名、代表取締役社長、藤代幹良。

3、指定の期間、平成26年10月15日から平成30年3月31日まで。

以上、議案第75号の説明を終わらせていただきます。

○議長（渡邊政吉君） 議案第75号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

はい、13番戸田博義議員。

○13番（戸田博義君） 別海町の公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例施行規則に基づき、2点ほど質問をさせていただきます。

町の指定管理施設につきましては、町は平成18年4月1日から別海町酪農研修牧場ほか19施設、地域会館及び福祉会館28施設。別海町スポーツセンターにつきましては、昨年11月に議会で決定し、本年の4月1日から指定されている各施設が13件。合わせて現在60施設を指定していると私は認識をしているところでございます。

条例の施行規則第5条には、選定委員会の設置がございます。第6条には、選定委員会の組織についてございます。

この2点について、お聞きをいたしたいと思います。

質問の1でございます。

第5条第2項、町長等は条例第4条及び第5条に規定する指定管理者の選定に当たっては、指定委員会の意見を聞くものと定められております。委員会での意見の概要をお聞きしたいと思います。

資料等は出ておりますけれども、この件については直接、議会のほうにもその概要等の説明がございません。

質問の2でございます。

第6条、選定委員会の組織でございますけれども、ただいま議場の席に座りましたら、別海町指定管理者選定委員会委員名簿が乗ってございました。別段、名前までどうのこうのということで、私は求めておりません。

そんな中で2項の（2）には、選定委員は識見を有する者とありますが、今回については名簿も出されておりますので、8名かなというふうに今、認識しているところでございます。

どのように選定されたのか。選定委員は、指定する施設が変わってもですね、委員は変わらないとも聞いているところでございます。その件もあわせて、お聞きをしたいということでございます。ということは、昨年の11月のスポーツセンターの各施設13件をやったときも、この委員名簿の8名かどうかということを確認をしたいと思います。

とりあえず、2件についてお聞きをしたいと思います。

その後、説明の内容について、できればまた質問をさせていただきたいなど。

とりあえず2件でございます。

○議長（渡邊政吉君） はい、総務部長。

○総務部長（佐藤次春君） それでは、ただいまの質問にお答えいたしたいと思います。

選定委員会の庶務につきましては、総務部総務課で行っておりますので、私のほうからお答えさせていただきます。

まず1点目の、選定委員会でどのような意見があったかというお尋ねかと思いますが、9月24日に開催されました委員会の状況も含めて説明をさせていただきます。

24日13時30分に開会をいたしましたけれども、この日の委員会におきましては、

今年度最初の選定委員会ということもありまして、各委員への委嘱状の交付をまず最初に行っております。委員の方々は全部で9名でございまして、そのうち8名の方が当日出席されております。

なお、2番目の御質問にも触れることになるかもしれませんが、任期につきましては、毎年1年間ということをお願いをしているところでございます。

戸田議員の質問にありましたように、規則におきまして10名以内というふうに定めておりまして、そのうち町の職員につきましては、次に挙げる者をもって充てるということで、副町長、総務部長、総務部次長、この3名が委員となっております。そのほか、識見を有する者ということでございます。

1番目の質問にありました委員会の意見はどういうことだったかということでございますが、このことにつきましてはホームページにも載せております。

また、候補者の方々にも、概要は結果として伝わっておりますけれども、委員会の意見につきましては4点の審査項目に基づきましてですね、さらに12項目の細分化された項目、さらにはですね、審査の視点ということで25点にわたって審査をしていただきまして、それぞれの委員が採点をしております。それぞれ200点満点で採点をしたと。

その結果、8名の委員の合計点が980点ということで最高得点となり、さらに総配点の60%、200点満点の60%、120点ですけれども、それらの合計960点を超えているということから、選定委員会の意見として、株式会社郊楽苑が適当であるとの意見を町長にいただいているところでございます。

また、指定期間については公募の条件でありましたけれども、平成26年12月1日から平成30年3月31日までと。ただし、仕様書にあります可能である場合は、この26年12月1日以前であっても指定管理することについては、委員会としても了承するというような内容でございます。

個々の申請事業者に対するという意見等もありますけれども、そのことについては、この場では省略をさせていただきたいというふうに思います。

それと選定委員の委嘱に当たっての考え方ですけれども、選定基準から人選することにしております。

選定基準と言いますのは先ほども言いましたけれども、審査するという大きな4項目がありますけれども、一つには利用者の公平な利用の確保及びサービスの向上。二つ目は施設の効用を最大限に発揮する。三つ目として、施設の適切な維持及び管理にかかわる経費の縮減。4点目として、施設の管理を安定して行う人員、資産、その他経営の規模、能力の確保。もう一つとして、地域における住民の声が反映される管理。この5点について、選定基準として、これは一般的な指定管理の場合の選定基準ということでございます。ということで、考察の視点としましては、利用者の保護、接遇改善、経営感覚、コスト認識、経営規模と、あるいは経営の意識ということを経点としまして、選定委員としての候補者につきましては、経営全般について識見のある方ということで、商工会関係者、農漁業関係者、金融機関関係者、さらには、利用者の立場での識見がある方ということで、なるべく公的機関からということで、郵便局関係、町内会連絡協議会の関係者、社会福祉協議会の関係者ということで、民間の方につきましては、ただいま申し上げました候補者ということで、その中から6名をお願いをしたということでございます。

なお、参考までに申し上げますと、昨年もこの選定委員の民間の方6名については同じでございます。町の職員につきましては、昨年度総務部次長がおりませんでしたので、こ

としになって1名ふえているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（渡邊政吉君） 戸田議員、よろしいでしょうか。

戸田議員。

○13番（戸田博義君） ただいま説明ありましたけれども、この選定委員会については1年間であるということでございますけれども、これはそれぞれの施設によって委員さんが変わるということで認識していいのか、この委員がそれぞれその期間、言ってみれば変わらないでやるということなのか。その辺を再度お聞きしたいと思います。

それで今、最後のほうに次長が、今回1人ふえたということでございますけれども、この中には委員としての次長の名前が載ってございませぬけれども、その辺はどういうことでございますか。

規則についてはですね、正式に部長、次長ということで載っておりますけれども、この名簿には載っていないということですから、その辺2点についてお聞きをしたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） 総務部長。

○総務部長（佐藤次春君） ただいまの質問ですけれども、まず、この選定委員の任期につきましては、毎年度1年間をお願いしているということでございます。

通常ですと、指定管理の選定委員はだいたい皆さん御存じのとおり、議会に指定管理の議案を上げるのは大体12月とかなのですね。新しい条例とかの場合は9月というようなこともありますけれども。

したがって、9月にもそういう議案が出るというようなことであれば、9月の末に1回ぐらい開かれる。あるいは12月に議案が出るということであれば、12月の前後に開かれるということで、毎年度、年度当初からは選定委員会が開かれないものですから、今回も9月24日の委員会が今年度の初めての委員会であったということでございまして、質問にありました施設ごとによって委員が異なるのかと言いますと、そうではございません。1年度1年度の委嘱にはなりますけれども、案件ごとに委員が変わるということではございません。

それから、総務部次長のことなのですから、戸田委員の質問にありましたように規則の中で、副町長、総務部長、総務部次長が職員としてはその職に当たるということになっておりまして、先ほども言いましたけれども、平成25年度におきましては総務部次長がおりませんでしたので、委員は全体で8名であったということでございます。

今年度は総務部次長の職がありますので、規則のとおり3名、職員から出て、民間からの委員さんにつきましては、今までと同様の6名ということでございます。

名簿がということだったのですが、町のほうとしては名簿を資料として配付しておりませんので、その名簿がどのような名簿か、ちょっと私にはわかりかねますので、その名簿についてのお答えはちょっとできません。

○議長（渡邊政吉君） 戸田議員。

○13番（戸田博義君） それで8名でなくて、次長を入れて9名が委員だと、このように理解したいと思います。

いろいろ質問を申し上げましたけれども、ほかの議員もいろいろ聞きたいことがたくさんあるのではないかなと思いますので、とりあえず私からは今の説明で、説明内容はだいたい認識したと。

これで終わりたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） ほかに質問ございますか。

はい、15番中村議員。

○15番（中村忠士君） 幾つか質問をさせていただきます。

1点目ですけれども、そもそも論としてですね、平成25年10月18日に旧交流センター検討委員会から報告書が出されております。その中に、施設の運営方法という項目で、幾つか具体的な提案がされています。

これらの提案について、内部的にどのような検討がされてきたのかということ、まず第1点目お伺いしたいと思います。

2点目ですけれども、私ずっと不思議だなと思っていたことなのですが、平成26年5月15日に町と株式会社郊楽苑との間で取り交わされた合意書があるわけですが、その中の第4条にですね、甲は指定管理者を選定する場合に当たっては、乙を排除しないものとするとなっております。

先ほどから出ている指定管理者の指定に関してはですね、こういう人やあるいは団体は、そもそも候補になれないということが述べられているのですね。にもかかわらず、わざわざこれを排除しないものとするというふうに入れたのは、何らかの理由があったのだと思うのです。その理由を説明していただきたい。

これが2点目ですね。

次、3点目に行きます。ゆっくり行きますからね。

平成26年10月6日の総務部総務課の資料をちょっと読ませていただいたら、先ほども出しましたが9月28日に選定委員会が行われて、午後から選定が行われているのですけれども、そのスケジュールをちょっと見てみるとですね、この基本事項の説明と質疑応答で20分。それから、応募者説明、それに対する質疑応答1件につき30分。評価表の作成が15分。極めて短時間で、ほぼ即断をしなければいけないという仕組みになっているのかなというふうに思うのですけれども、選定委員にこの際提供された資料等の情報はどのようなものだったかお聞きします。

4点目です。

選定基準がありますけれども、例えばの話で、先ほど出たスポーツセンターとちょっと比較してみると著しい違いがあります。

第1に、住民の平等な利用確保、サービス向上については、スポーツセンターに関しては50点だったものが今回は30点。施設の効用を最大限に発揮することについては、スポーツセンターの場合は50点だったが、今回は70点。また、スポーツセンターに関しては、地域の実情を踏まえた効果的管理運営の項目があって、それについては30点の配点というふうになっているのですが、今回の場合はそれがありません。

こうした基準、配点にしたのはどういう理由か。

それをお伺いします。

5点目、ことし9月29日開催の産業建設常任委員会の資料を拝見させていただきましたけれども、その審議結果を見るとですね、施設の効用を最大限に発揮するものの項目以外は、3社とほぼ同じなのですね。この施設の効用を最大限に発揮するものの項目について、100点程度の大きな差がでているということでもあります。

私、それぞれの申請書を読ませていただきましたけれども、非常にそれぞれ工夫を凝らした内容になっていて、これほど大きな差が出てくる根拠や理由がどこにあったかわから

ないです。

差が出た理由がどこにあるか説明していただきたい。

6 点目行きます。

選定された候補者の申請書を読むと、これまでの実績が強調されております。

今回、この議題に上っている会社ですが、これまでの実績ということが何カ所かで強調されている。これがある程度判断基準となっているかと思うのでお聞きしますけれども、郊楽苑の利用者数、そのうちの入浴者数及び利用料金について、平成 23、24、25 年がどうであったか、この 3 年間の実績をお聞かせいただきたい。

最後です。

7 月 31 日の臨時議会で条例が制定されました。その際、私は町の説明責任を果たすべきだという議論を提起しましたがけれども、それ以降立ち入った説明は皆無に等しく、ある程度の資料について、議員全員に配られたのは本日の臨時議会、つまり今の場の指定管理者の指定について議決する直前なわけですね。本日配られているということでもありますから。

直前に配られて、ほとんど判断をするということの時間がない。私はですよ、事前に募集要項だとか仕様書などは議員に配付し、説明することはできたはずだと思うのですよ。それをやっていない。行政としての説明責任を果たしているとは、私は到底言えないと思っています。町の見解をお聞きしたい。

7 点です。

○議長（渡邊政吉君） はい、総務部長。

○総務部長（佐藤次春君） ただいまの質問のうちですね、選定委員会にかかわる部分について、私のほうからお答えいたします。

3 点目の選定委員会当日のスケジュールについてでございますけれども、議員の皆さんに配付しております当日のスケジュール、これは実績ではなくて、こういう予定でやりますということで、当日の議案の中で説明したものをつけさせていただきました。

中村議員が言われますように、20 分間で公募案件の基本的事項の説明、これは選定委員さんは昨年もお願ひしている方々ですので、今回の公募をして、選定委員会に係る案件についての公募の経過等につきまして、選定委員会の事務局であります総務課のほうから、まず簡単に説明をさせていただいたということでございます。

その後、今回の案件につきまして、ふるさと交流館の施設概要でありますとか、現在に至るまでの経過ですとか、さらには本日、評価については、このような評価でしていただきたいというようなことを産業振興部のほうから説明をしております。

それらに対する委員からの質問等は特にありませんでしたので、おおむね 20 分で終了しましたがけれども、その後、応募者のほうから申請内容等についての説明を、各社大体 30 分程度を予定にしてということで行ったということです。

応募者からの説明につきましては、事業計画あるいは管理に当たっての収支計画等について、申請者がそれぞれ考えている部分についての説明を受けまして、それに対して委員のほうから質問をするという形式でございます。

実際には、ここは少し時間オーバーしてしまして、1 時間 50 分ほど 3 社でかかったという状況です。事業計画、収支計画、あるいは職員の体制、職員の確保の見通し、これらについてそれぞれの申請者に対して、委員のほうから多くの質問が出されたという状況でございます。

その後ですね、評価表の作成ということでございますけれども、先ほど言いました200点満点で、各項目について、それぞれの委員の視点を持って採点をしていただいて、その審査調書につきましては、皆さんの資料の一番後ろにつけてございます。

時間が少し足りなかったのではないかとということでございますけれども、当日、皆さんいろいろ業務を持たれている委員さんですので、おおむね6時ぐらいまでには終わらせたということもありましたけれども、実際には閉会しましたのが16時30分ということで、3時間程度かかったということでございます。

なお、資料の状況ですけれども、それぞれ申請者のほうから申請が出されてきて、その時点で書類上の審査をして、指定管理選定委員会の開催日を決定しまして、なるべく早く目を通していただきたいということからですね、9月17日、ちょうど1週間前なのですが、委員の皆さんには手渡しで議案をお渡ししまして、当日限られた時間であるので、目を通していろいろ申請者に対する質問、あるいは採点に当たっての疑問点等があれば、十分準備をしていただきたいということをお願いして、資料を配付させていただいたところでございます。

それから、5番目の御質問にありました採点結果でございますけれども、一番後ろのページについています審査調書の中の配点につきましては、それぞれの施設によって何をポイントにするかというのは、それぞれの担当のところで決めております。

ここの部分につきましては、関連する御質問もありましたけれども、産業振興部のほうでこの配点は決めたということでございます。

一番大きく配点されています、2番目の公の施設の効用を最大限に発揮するものであることの70点のところで、少し採点で差が出たということでございますが、それはどうしてなのかと言われても私もわかりません。

いろいろな計画書だけでなく、聞き取りですとか、そのときの申請者からの説明を受けた中でそれぞれの委員が採点したものを集計して、8人おりますから、仮に10点違っても80点違うということもあります。どうしてそういう差になったのかということとは、お答えがちょっとできないという状況でございます。

私のほうからは、以上でございます。

○議長（渡邊政吉君） はい、産業振興部長。

○産業振興部長（有田博喜君） お答えいたします。

まず、一番最初に町民による検討会で、昨年4回ほど検討していただきました。その中で中村議員おっしゃられましたように、いろいろな提案がございました。

施設の運用方法としまして、風呂とかレストランを分割して賃貸で公募をして風呂のみ指定管理ですとか、風呂だけ指定管理し、レストランはテナントですとか、三つ目、町負担分を家賃に上乗せして賃貸で公募ですとか、公募がなかった場合、指定管理で運営する。それと4番目では、宿泊部分については別の使い方を検討しなさいとか、入浴、レストランについては指定管理を行いなさいとか、5番目では、町の負担を最小限にした上で指定管理の運用を行うということで、これは全般にわたってだと思います。6番目では、1民間に交流センターを任せるのではない方法で指定管理での運用を行うという形で、大きく分けてこの六つのパターンがございました。

いろいろな提案が検討委員さんからされてきて、最終的には検討委員会として、一つにまとめた結論を出せなかったというのが実態です。

それで町としましては、今回指定管理をするに当たって、どのくらいが指定管理料とし

て適正なのかということもありまして調査委託をいたしました。

この結果については、7月28日に調査結果がまとまって報告を受けているのですが、この調査結果、今回公募させていただきましてのが、今ある施設の全業務、入浴、宿泊、レストラン、それらを全てやっていただくという形の全業務という形で募集を行いました。

その根拠といたしまして、調査結果によりますと全業務、今言いました宿泊、レストラン、入浴、これらを全部やった場合には、営業利益として3,265万1,000円マイナスになりますよという調査結果が出ました。

これに対して、入浴だけやった場合には端数省略させていただきますが、4,300万円マイナスですよという調査結果です。それと、入浴と宿泊だけをやると4,500万円マイナスですよという調査結果が出ました。

これらについては、入浴あるいは入浴と宿泊をやった場合でも人件費の関係ですとか、一つの業務を減らすから、そのまま1人減らせるかといったらそういう形にはならないので、そういったものを考えたときに全業務やったほうがマイナスの影響は少ないですよという調査結果が出ました。

この調査結果を受けて、町としては全業務、入浴、宿泊、レストラン、これらを今回やっていただく旨で公募をしました。

今回、3,200万円ほどのマイナスについては、指定管理料という形で反映をさせていただきました。

1番目の質問にありました、幾つかの提案に対する町側の方法については以上です。

それと2番目の郊楽苑と合意書を取り交わしている中で、乙を排除しないものとするという形で書いてあります。

これにつきましては、郊楽苑と公の施設とするという形で昨年からずっと協議をしてきている中で、郊楽苑としては、やはり一番恐れるのは公の施設をすることによって自分たちが一切入ることができないことになるかと非常に困ると。今まで営業した中では困るという形で、郊楽苑は町としては排除しないという旨で合意を得ました。

この旨は、議会の皆様にも白紙に戻すという形で、乙は排除しないという形で、今まで説明してきている内容でございます。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 商工観光課長。

○商工観光課長（大槻祐二君） 御質問にお答えしたいと思いますが、4点目と6点目について、私のほうから御説明させていただきたいと思います。

選定基準をどのようにして、この点数を定めたのかというところですが、募集要項のほうにも審査基準ということで、この点数表が載っております。

私のほうが所管でこの要項を定めておりますので御説明いたしますが、正直申し上げまして、インターネット等々で同類施設、要するにこういうような入浴だとか、そういう旅館業みたいなことをやっている公の施設の指定管理の公募の要項等々をいろいろ勉強させていただいた中で、この点数はつけてございます。

先ほど議員おっしゃったとおり、スポーツセンターとの差異があるのではないかとこのところですが、多分スポーツセンターというのは、正直申し上げまして余り利益を生むような施設ではないと。要するに公としての公共的な要素が非常に大きいということから、スポーツセンターはスポーツセンターのほうでの点数表になったのかなと思っており

ます。

私のほうとしては、この類似施設等の要綱等々の点数基準を参考させていただいて、この点数を定めさせていただいたというのが御説明となります。

続きまして6点目なのですが、今の株式会社郊楽苑の入浴者数の23年、24年、25年の数値を教えてくださいということだったと思うのですが、これにつきましては募集要項の中で、郊楽苑さんの御好意により過去4年間分の実績が載っています。

その数字を見ますと入浴者数は、23年で3万1,800人ほど、24年で3万1,800人ほど、25年で3万2,200人ほどというふうになっています。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部長。

○産業振興部長（有田博喜君） お答えいたします。

7番目、条例が7月31日という形ですが、募集要項資料配付等、本日まで資料の配付がなかったというお話でございましたけれど、先ほど言いましたように、7月28日で指定管理料にかかわる調査結果を受けました。そしてそのあと、8月6日からホームページ上で募集要項を載せてあります。

これに至るまで、議員の皆様については、スケジュールというものをお示ししておりました。その中では募集はいつからやりますとか、これからのいろいろな手続の関係、スケジュールをお示しした中では、具体的に募集要項をコピーして、その辺の中身まで説明はしていなかったわけですけど、募集をするということの中ではホームページをごらんになっていただく方も実際いらっしゃいますし、そういった点で事務担当としては、そういう資料の配付についてはちょっと行き届かなかったのかなというふうに思っております。

○議長（渡邊政吉君） 一通り、7項目答弁終わりました。

中村議員いかがですか。

中村議員。

○15番（中村忠士君） いろいろお答えをいただいたわけですが、1点目について、さらにちょっとお聞きをしたいのは、そうやって検討はされたということで、恐らくコンサルに依頼して、そういう数字をはじき出したのかなというふうに思うのですが、それについての議会への説明というのはどういうふうにされたかということ、さらにお聞きをしたいというふうに思います。

それから2点目についてなのですが、白紙に戻すということは説明を聞いていたし、私の中では理解していたことで、当然だれを排除するとか、そういうことを前提したものでないというのはそのとおりですよ。

だから不思議なのです。

そういう排除するというのを全く考えていないということが何回か説明されているにもかかわらず、何で排除しないというふうにわざわざここで記述しなければいけない。そのわけがよくわからないということなのです。

だれも排除しようなどというふうに言っていないわけですよ。にもかかわらず、そのことを入れなければいけないかった理由というのは、多分特別なものがあつたのだらうと推測するということであります。どうだったのでしょうか。

それから3番目について、ちょっと説明の中でわからなかったことがあるので、9月17日にあらかじめ、選定委員さんの予定者ですね。まだ委嘱をしていないわけですから、それをやっていないから候補者という形なるのかなと思うのですが、その方々に議案を配

付したという説明でしたが、その議案というのは何だったのか。

当日ですね、その他の資料あるいは情報というものがどういうふうに各選定委員さんに提供されたのかということ、もうちょっと詳しく教えてください。

それから4番目ですけども、類似施設の点数についていろいろ調べて、それを参考にさせてもらったというようなことの説明でしたけれども、私が聞きたいのは、例えば住民の平等な利用確保とかサービス向上というのは、非常に重要な、これはふるさと交流館についても、スポーツセンターについても、同様に非常に重要なことだと思うのですよ。それを基準として下げた理由がよくわからない。

それから、施設の効用を最大限に発揮するという、これも重要なけれども、さっき言った点と比較して基準が倍以上になるわけですね、やった結果。片や30点で、片や70点になってしまうわけですから、倍以上と。ここまで差を開いた理由がよくわからない。そこら辺の説明はなかったような気がするので説明していただきたいと、そういうふうに思います。

また、地域の実情を踏まえた効果的管理運営というのがなくなっているわけですね。それがなくなった理由もわからない。今の説明ではわからないということですので、ぜひ説明していただきたいというふうに思います。

それから5点目、わからないというのは、これは先ほどの選定の基準にかかわってくるのかなというふうに思うので、その点、先ほどの質問に答えていただいて、もしまだわからなければ再質問をしたいと思います。

6点目ですけども、私がお聞きしたのは入浴者数だけでなく、利用者数、それから利用料金もお聞きしたので、お知らせをいただければありがたいというふうに思います。

それから、7番目が私、本当に重要なことだと思うのですよ。

7月31日に情報提供というのが一番大事だろうというふうに何回も強調したつもりです。ホームページ見てみればいいのではないかなというようなことでは、議会に対する、あるいは町民に対する説明責任を果たしたとは到底言えないというふうに思います。

その点で反省の弁も述べられたわけですけども、これは何回も指摘されているわけですから、単なる反省ということではならないだろうというふうに私は強く思います。

そういう点で再度お願いします。

○議長（渡邊政吉君） ちょっと多種にわたり質問がありましたので、答弁調整もあり、ここで10分間休憩いたします。

午後 2時28分 休憩

午後 2時38分 再開

○議長（渡邊政吉君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

休憩前の中村議員の質問に答弁をお願いします。

商工観光課長。

○商工観光課長（大槻祐二君） 幾つか御質問にお答えしたいと思います。

まず、指定管理料の説明について、議会等で説明はしたのかという御質問にまずお答えしたいと思います。それにつきましては先日行われた常任委員会において、若干指定管理料の説明をさせていただきましたが、それ以外にはしていないというのが状況でございます。

続きまして、4点目の審査基準を決定した理由がよくわからないということでしたが、先ほどの説明と重複するところもあるのですが、類似施設のところの審査基準を参考にさせていただきながら、これが妥当ではないか、妥当だというふうに所管で判断し、この点数表を策定したというところでございます。

続きまして、6点目の料金なのですが、先ほど入浴者数だけお答えしましたが、利用者数につきましては株式会社郊楽苑からいただいている数ですと、23年で6万800人ほど、24年で6万3,700人ほど、25年で5万8,900人ほどとなっております。

料金につきましては収入合計で、これも株式会社郊楽苑からいただいている資料によりますと、23年度は8,250万ほど、24年度で9,330万ほど、25年で8,520万ほどというふうになってございます。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部長。

○産業振興部長（有田博喜君） お答えいたします。

2番目の部分で白紙に戻すと、それをあえてなぜ書く必要があるのかというお話でございますけど、議会の皆さんに対しては、あくまで白紙に戻すというお話を前々からしております。株式会社郊楽苑のほうに対しても、その旨は説明しております。

ただ、当事者としては、公の施設という形になるときに本当にそうなるのか、排除されるのかされないのか、その辺非常に不安という形の中で、この合意書に乙は排除しないものとするということで、確認のためにここに明記したものでございます。

○議長（渡邊政吉君） 総務部長。

○総務部長（佐藤次春君） 質問の3番目の再質問にお答えしたいと思いますけども、先ほど私申し上げました9月17日に委員の皆さんに資料を配付、議案等を配付したということです。

中村議員言われますように辞令はまだ出ておりませんでしたけど、委員に就任されることについて承諾を得ておりましたので、事情をお話ししまして早目に内容を確認していただきたいということでお配りしたということです。

何を配ったかと言いますと当日の議案ですね。議案には申請者の一覧等が載っているもの、それから公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例、それから条例の施行規則、それから事務処理の要項などが議案にはついております。

それから議案資料としましては、指定管理者の選定要領、これは募集に当たっての要領です。それから募集要項、これは申請される方々に要項として示すものということです。それから管理運営に当たっての仕様書、これも募集に当たっては応募される方に示したものでございます。さらには、ふるさと交流館の設置条例ですとか規則、これをつけたものが議案資料として配付しております。

それから、さらには申請のありました3社からの申請書の写しですね。申請書には、事業計画、収支計画、会社の定款ですとか、登記簿謄本の写し、税の納税証明などがついておりますけれども、それら審査に必要な書類の一切を17日に配付させていただいたということでございます。

その他当日、その他の情報はということですが、それにつきましては当日、審査をしていただくのに必要なことということで、先ほど申し上げましたように公募案件の基本的事項ですとか、施設の概要と評価についての説明、あるいは評価基準等については20分間の間で説明をさせていただいたということで、その他の何か情報はということは特にござ

いません。

○議長（渡邊政吉君） はい、町長。

○町長（水沼 猛君） 議員の皆さんへの資料の配付の件ですが、おくれたということについては今後気をつけてまいりたいと思います。

我々も資料については、なるべくお示しをしたいということで今日までやっていますけれども、必要がないと判断する場合がありますので、スケジュール等もお示しをさせていただいておりますので、必要な資料であれば、こういう形でよければまた皆さんに配付することもできるものについてはできますので、その辺をぜひよろしくお願いを申し上げます。

○議長（渡邊政吉君） 答弁が終わりましたが、中村議員よろしいですか。

中村議員。

○15番（中村忠士君） 全体的に非常に何度も指摘してきたつもりではいたのですが、議会や町民に対する説明責任の問題ですね。そこがいまだに、謝罪めいた言葉として返ってくる。これではいけないと強く思います。私の答弁を聞いての意見であります。

意見であります。ぜひ何度も何度もそういう謝罪のようなものがなぜ行われるかということでの所見がお聞きしたいということでもあります。

それから、わざわざ合意書に入った文言の件ですけれども、信頼関係が本当にあるのだろうかという感じがしてなりません。そういうふうに思うのだけれどもどうでしょうか。

それから、利用料金などをお聞きしました。答えていただきありがとうございました。

ただですね、その全体の入浴者数、利用者数、それから利用料金の傾向を見ると、決して上向きではないと。にもかかわらず、収支計画書見るとですね、少し多目の数字になっているというあたりが、ちゃんと選定委員に伝わっているのかどうかということを、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） 総務部長。

○総務部長（佐藤次春君） 私のほうからお答えします。

選定委員会の中におきましても、今までの郊楽苑の実績は示されていますから、委員の皆さんも知っておりまして、それぞれの申請3社の入浴客数とかについて、過大な見積もりではないかというような質問も出されています。

それに対して、ある程度目標値とするですとか、企業努力としてそこに取り組むとか、あるいは利用者の増加に向けて、こんなことをやるのでそこまで見込んだとか、それぞれの事業者さんによって、いろいろな理由が述べられておりますけれども、余りにも大きな数字で出された部分もあったということが目標値としてそれがどうなのかという、それは委員さんの判断材料になったのではないかというふうに思っています。

○議長（渡邊政吉君） はい、町長。

○町長（水沼 猛君） 信頼関係、どことどの信頼関係なのかちょっとわかりませんけれども、いずれにしても審査の委員会ですっかり検討されていることなので、その前に信頼関係がどうのこうのとか、個別の話は当然、私はする必要はないと思っています。

したがって、審査に当たる委員会の皆さんのそれぞれの判断を尊重する、そういう立場であります。

信頼関係ということについても、5年以上にわたるそれぞれの経営実績もありますから、それについては評価をしていくということについてはですね、我々もある程度評価は

しておりますし、また、その他の方々についても、それはどうのこうのというコメントは今すべきではない。そのように思っております。

○議長（渡邊政吉君） はい、以上で中村議員の質問を終わります。

質問ある方ございますか。

はい、9番瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） この株式会社郊楽苑、旧交流センターのことについては、住民の皆さん本当に関心が高いことだと思っています。昨年も一昨年も、議会報告会の中でこの郊楽苑のことについては、たくさんの意見が出されてきました。

質問なのですけれども、提出された多くの書類の把握するために、事前に審査の資料を渡されたということなのですけれども、公平な評価につなげる時間的余裕というのが本当にとることができたのかということで、審査の時間は少し時間的には延びたということなのですが、説明時間、質疑応答時間含めて、1社につき30分というのは、余りにもその1社1社の状況を把握するには少ない時間であったのではないかと思います、その点はいかがでしょうか。

ほかの質問の方ともダブるかもしれませんが、お答えいただきたいと思います。

それと、その書類審査が公平公正な形で行われて評価がなされたと一応しましても、これまで株式会社郊楽苑と町との間であったさまざまなやりとり、弁護士が中に入らなければ解決できなかった問題などいろいろあったと思います。

書類の評価だけでは公平性は保つことはできないと考えていますけれども、その点について、選定委員会の中で何か考慮されたことはあったのかどうか、その点についてお聞きします。

○議長（渡邊政吉君） はい、総務部長。

○総務部長（佐藤次春君） お答えいたします。

当日の議案につきましては、先ほども申し上げたように1週間程度前にですね、事前に書類を配付させていただいて、十分目を通していただいて、聞きたい点、疑問点があれば整理しておいていただきたいというようなことで事前に、当日の各委員さんの時間的な都合もございましたので、そういうことでお願いをしたということで、それぞれ申請者の方の1社について30分の時間は短くないかということですが、それは、それぞれの感じ方にもよるのかなと思いますが、少なくとも申請書の内容につきましては、全ての委員さんがもう目を通してきたということを確認して始めました。

ですから、あとはポイントを絞って説明を受けると、あるいは目を通してきた部分での疑問点、あるいは説明を聞いた中での確認事項等につきましては、それなりに15分、あるいは20分程度質問する時間もありましたので、決して委員の皆さんが時間がなくて聞きたいことも聞けなかったという状況ではなかったというふうに思っています。

あと、書類による評価がなされたとしてもということですが、選定委員の皆さんは、まずはその書類ですとか申請内容によってですね、審査をしていただくということになっておりますから、それ以外の今までの実績のこととか、新しい事業者に対する心配であるとか、それはやはり、それぞれの委員さんの感じ方だというふうにしかお答えできないかなと思います。

何をもって審査をしていただくかというのは、あくまでも出てきている事業者の事業計画であったり、収支計画書であったり、取り組もうとしている姿勢、それらを書類と当日

のヒアリングの中で判断をしてもらうということで説明しておりますので、それ以外のことが、それぞれの委員さんにどの程度判断に影響しているかということは、ちょっと私どもははかり知れないところだというふうにしかお答えできません。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員、よろしいですか。

瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） そのようなお答えなのですけれども、1議員としましては今までさまざまな問題がありました。問題があったというか、あと説明を受けてきました。

その中で本当に大変な状況にあるのだということを感じてきました。検討委員会の中でもそういうことも含めて、さまざまな意見が出てきたのだと思います。

そういう点では、やはり本当の新しい申請者もいる中で、本当の公平性を保つためには、そういうこともきちんと評価の中にしかるべきではなかったかと考えます。

○議長（渡邊政吉君） ちょっと総務部長のほうから、今の質問について答弁があります。

総務部長。

○総務部長（佐藤次春君） 町長が指定管理者をこの方にしたいということを決めるのに、公平で公正な判断をするために指定管理の選定委員会を置いているわけですね。

選定委員会の進め方であったり、時間的なものについて少し問題があるのではないかということであれば、今後十分注意していきたいと思いますが、公平性を当然判断できる方々をお願いして、その委員会の意見を聞いて、町長が尊重して今回提案させていただいているということで、ぜひ御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員、よろしいですか。

それでは、ほかに質問ございますか。

はい、3番森本議員。

○3番（森本一夫君） 今まで質問を聞いていますと、選定委員の資質を問うような何かそういう質問がすごく多いと。これは、町から委嘱を受けた委員さんに対して、すごく失礼なことである。

ですから、こういうような質問については取り上げないでほしい。

○議長（渡邊政吉君） 今ちょっと質疑の時間中なので、考え方はわかります。

今説明があった中での質疑、ほかにございますか。

はい、5番西原議員。

○5番（西原 浩君） それでは、5点ほどお聞きいたします。

まず1点目は、現在賃貸借契約している郊楽苑を指定管理するわけですけれども、その利用者からの実施状況で、利用者から意見や苦情が寄せられていないか、この点について1点お聞きいたします。

それから、まきボイラーに関しまして、5月15日の合意書では指定管理までに町のものとするがありますけれども、現在どのようになっているのが2点目です。

それから3点目は、選定委員会の計画書の審査調書は産業振興部でつくったと、今本会議で答弁されていましたが、9月29日の産業の委員会では、これは所管が総務部なので説明できないという答弁がありました。

そのことに関して、ちょっと違和感を感じたのですけれども、その点についてちょっと説明を願いたいと思います。

それから4点目は、これから基本協定を結ぶと思うのですけれども、基本協定を結ぶに当たっての町の考え方についてお聞きいたします。

それから5点目といたしましては、9月29日に指定管理が郊楽苑さんに決まったという新聞報道がされましたけれども、これはどのような形で公表されたのかという点について、町の見解をお聞きいたします。

以上、5点お聞きいたします。

○議長（渡邊政吉君） まず、総務部長。

○総務部長（佐藤次春君） それでは、まず私のほうから5番目の新聞報道について、ちょっとお答えいたしたいと思いますが、25日新聞に1社を選定したというふうに報道されましたけれども、これは24日に選定委員会を行っておりますので、取材でどのようなになったかということがありましたので、1社は選定委員会としては選定しましたと。

ただ、これはこれから町長が判断して、それでよしとするのか、まだ未定であるので、現時点ではそこまでしか公表できないという対応をしたということです。

それで、委員の皆さんはどういう方々がおられたかという質問もありましたので、これは新聞報道にあったおおむねそのとおりですけれども、商工会や農漁協の関係者、町職員9人で構成されていたと。

あと、今後の予定についてはというようなこともありまして、10月8日の臨時議会に提案をしていくことになるというようなことは、指定管理選定委員会の庶務をしております総務課長が対応して、答えられる範囲でいうことで取材に応じたということでございます。

○議長（渡邊政吉君） 商工観光課長。

○商工観光課長（大槻祐二君） 西原議員の御質問にお答えしたいと思います。1番目の利用者から苦情や何かは寄せられていないかということですが、今の現在の株式会社郊楽苑が運営している郊楽苑についてということだと思うのですが、現在までにないことはないです。あります。数件苦情が寄せられたことがあります。

それにつきましては、同じ利用者のたばこの関係とかですね、そういう関係での苦情が何件かは寄せられたことがございます。

次に、3点目の審査調書をうちがつくったのではないかという先ほど発言だったのですが、ちょっと私のほうで説明不足かなと思いますが、募集要項の中に審査基準ということで200点の点数表が載っております。

それにつきましては、所管である商工観光課のほうで策定したという意味でございます。選定委員会の中のその辺の審査基準等々のことにつきましては、それをうちの所管でつくった審査基準をもとに、総務のほうで策定したということになってございます。

以上です。

すいません。失礼しました。

申請基準ですが、先ほど言いましたように、募集要項等の点数につきましては所管の私のほうでつくりまして、これをもとに選定委員会のほうに詳細な審査基準表を策定して、総務のほうに出しているという現状でございます。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） はい、産業振興部長。

○産業振興部長（有田博喜君） お答えいたします。

二つ目のまきボイラーについてでございます。指定管理までに町のものとするというお

話で、前から説明しておりました。

8月に郊楽苑のほうと無償譲渡という形で覚書を交わして・・・・・・ちょっとすみません。失礼いたしました。

郊楽苑に対しては、今回公の施設という形になりますので、そこに郊楽苑の所有物が入るということは指定管理の中から外れるという形になりますので、その部分については指定管理の中に含むという形で町のものとしたいというお話をいたしました。

前にもお話しましたように、まきボイラーについては国の補助金が入っております。それで私どもとしましても、直接農水省にも確認をいたしました。

所有者の変わるに当たって、有償の場合ということも考えられるのですが、有償ですと補助金の返還という形になりますので、農水省としては無償譲渡という形しかないだろうということで、今農水省とやりとりをしております。

そして、昨日もメールは入ってきているのですが、実際手続、もうきょうあすにでも郊楽苑のほうから農水省に手続をして、早急に指定管理になる前に農水省のほうとしては許可を出したいというスケジュールになっております。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部、4番目の質問について。

はい、商工観光課長。

○商工観光課長（大槻祐二君） すみません。たびたび申しわけありません。

基本協定の考え方についてという御質問だったと思うのですが、それにつきましては募集要項、募集仕様書、条例規則等々に基づきまして、今後この議決をいただきました後に、正式に株式会社郊楽苑のほうとは基本協定を結びたいなというふうに、指定管理の10月15日の前、14日までに基本協定を結びたいというふうに思っております。

先ほど申し上げたとおり、基本協定の内容につきましては、要項、仕様書、条例規則にのっとり、厳格につくってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 一通り答弁が終わりました。

西原議員、よろしいですか。

西原議員。

○5番（西原 浩君） 2番目のまきボイラーに関しては、今事務的に作業しているという認識で、農水省のほうでやっているということなので、これは郊楽苑側が手続をしないとならないことなのか、ちょっとその事務作業がどこで行われているのかというのを確認いたします。

町は受けるほうなので、町が主体的になるということではないのかなと思うのですが、そもそも貸しているところがなぜ、このまきボイラーの持ち主となったのかという、きょうそもそも論を言っても仕方ですけれども、おかしかったところなのですけれども、それを正常に今戻す作業しているということで、確認のためにもう1回再度お聞きいたします。

それから3番目の、どうも理解できなかったのが、確かにその制度的な問題と言いますか、仕組み的な問題で、議会で調査をしようと思うときに所管が違うからということで聞けない部分があったと。それが、もう少し丁寧な説明が必要だったのではないかなと思うのですが、その9月29日の産業の委員会では総務の所管ですからということで、ほとんど説明がされなかったというのが実情でありまして、このときの対応というのは、

ちょっと非常に納得いかない部分があったというのが1点あります。それがもう少し丁寧さが必要だったのではないかと。

それから基本協定なのですけども、第三セクターのときに、平成19年のときに利用者、入浴者数8万人で、ピーク時は資料をもらったら12万人とか13万人の入浴者数で、利用者数で二十二、三万人いたという、それは町のでこ入れ、新しい施設ということでピークは比較にならないのですけども、第三セクターの時点で8万人、9万人、十何万人利用したものが、今賃貸で3分の1程度の利用者数に落ち込んでいると。

これが指定管理にしてどのくらい回復するとか、どのような数値目標と言いますか、どのくらいを目標にしているのか、その辺の考え方と言いますか、数字がないのでしたら考え方と言いますか、基本協定の目標とする部分についての町長の考え方を、ちょっとお聞きしたいと思うのですけども。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） はい、商工観光課長。

○商工観光課長（大槻祐二君） 御質問にお答えしたいと思います。

まきボイラーの件に関しては西原議員おっしゃるとおり、現在、郊楽苑さんが農水省に対して承認手続をしていると。そのことを農水省さんのほうから、私のほうで確認しながらというところで、指定管理の基本協定10月15日の前に、そういう手続が終わるようという連絡を受けているというところでございます。

次に、この間の常任委員会でのことなのでございますが、選定委員会の報告を資料としてお出ししたときに、常任委員さんのほうからは点数のこの差があるのはなぜかとか、そういう御質問だったものですから、それをやっているのは総務だというふうにお答えしたと記憶しておりまして、70点、30点、50点にしたのはなぜかとか、そういう御質問はなかったのかなというふうに私としては認識しておりまして、その辺で誤解があったのであれば申しわけないなというふうに思っております。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） はい、商工観光課長。

○商工観光課長（大槻祐二君） すみません。失礼しました。

今後の指定管理に向けての目標数値はというようにところだったと思うのですが、先ほど部長の説明ありました指定管理料の算定に当たりましては、今の入浴者数の過去4年間の平均の1.1倍程度は、公の施設となることで見込めるのではないだろうかというところで、入浴者数、宿泊者数を指定管理料の算定に当たっては、一応1.1倍ということで見込んでおります。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 西原議員、よろしいでしょうか。

ほかに御質問ございますか。

はい、12番松原議員。

○12番（松原政勝君） 指定の期間について、お伺いいたします。

選定委員会では、指定期間を26年12月1日から30年3月31日までとなっているわけです。のですけども、きょう上がってきた議案の中には既に26年10月15日、あと1週間後から30年3月31日までとなっております。

そこで、先ほどの西原議員の質問と関連あるわけでございますが、新聞記事の温泉指定管理者郊楽苑と契約ということで、既に指定管理委員会が終わった後に、もう契約へとい

う文言で新聞に出されているわけです。

町民の方は、私も電話いただきましたのですけども、記事をずっと読んでいくと、最後のほうでは10月8日の臨時会の議決を経て決まるのだよと書いているのですが、この見出しがもう既に契約へととなっております。

議会は開かれなくてもこういう契約をどんどん進めていくのかという、そういう町民から指摘を受けております。

それともう一つ、先日の全員協議会中で、産業の資料だったのですが出していただきまして、もう既に10月15日からの補正も組まれております。

これについても、私はきょうの10月8日の議会の議決を経て、こういう事務的作業が進むのであればいいけども、恐らくまだ今から1週間前以前のことで、どんどん作業は進めて、公にこういう資料がどんどん出てくるというのは、非常に問題があるのではないかと思います。

その点について、町長お伺いいたします。

○議長（渡邊政吉君） はい、町長。

○町長（水沼 猛君） 新聞報道ですけども、報道の中で最終的には議会の議決を受けてということが書いてありますし、ぜひそういう問い合わせがありましたら、町民の皆さんに御理解を求めるべくですね、説明をしていただきたいなと思います。

それから、今選定委員会で決定をされて、そして皆さん提案するというところで、そういう流れで一緒のということでございますが、いずれにしても、この施設についてはなるべく当初からあきをつくらないで、なるべくスムーズに町民の皆さん、または利用される皆さんに御迷惑がかからないようにという中で進めてきておりますので、幸いこういう形に決まりましたので、それであれば即新しく協定を結んで、そして引き続き指定管理という中で営業していただく。そういうスピード感を持って取り組んできたということでもありますので、今までもずっと、このことについては何年も議会の皆さんといろいろな議論を交わしてきておりますので、決して議会軽視ということとは我々は全く思っておりませんし、軽視をするという感覚は全くございません。

○議長（渡邊政吉君） 松原議員。

○12番（松原政勝君） 町長もスピード感を持って、施設をあかさせないようにという答えだったのですが、私先ほど申し上げましたように、基本的にはやはり10月8日の議会を経て、そして事務的なものは、庁内の役場の中の事務的にはそういうものをつくられても結構ですけども、やはりこういう資料として出すとか、それから議会にかける前にこういうことが組まれているというのは、我々としてはちょっと早かったのではないかと、このように思うわけです。

このことについて、町長同じような答えかもしれませんが。

○議長（渡邊政吉君） はい、町長。

○町長（水沼 猛君） 先ほどもお答えしたとおりですが、いずれにしてもそういうことになると、また改めて議会を招集して、そして議決をもらう、補正予算を組むということになりますが、果たしてそれがいいのかどうか。

ぜひその辺は御理解をいただければなとそうように思います。

○議長（渡邊政吉君） 松原議員、よろしいですか。

ほかに御質問ございますか。

はい、14番戸田憲悦議員。

○14番（戸田憲悦君） 大変議論百出で、活発でよろしいなと思います。

先ほどの中村議員さんの御質問を繰り返すようでございますけど、まず産業建設常任委員会に報告のあった点数配分ですね。先ほども課長からるる御説明がございましたけども、他の施設選考の基準を見て参考にしたとありますけれども、どうも配分が50点のところ、50点、50点ときて70点、30点。この辺でちょっといじくって、20点プラスして50点からとったと、そんな基準配分に見えてくるのですね。

これは一体どうなのですか。

他の施設の基準配分を例にとったと、倣ったと言いましたが、他の施設というのは何を参考にされたのか、ちょっと答えてください。

○議長（渡邊政吉君） はい、商工観光課長。

○商工観光課長（大槻祐二君） 御質問にお答えしたいと思いますが、答弁も重複するのかもしれませんが、同じような入浴とか、宿泊とかをやっているような施設の募集要項等々を要するに参考にさせていただいて、この点数表をつくったということでございまして、それが妥当だというふうに所管で判断しまして、点数をつけたということでございます。

どこと言っても、いろいろ何件かインターネット上で同類のような施設を調べまして、それを参考にしたということでございます。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） はい、戸田議員。

○14番（戸田憲悦君） ただいまのお答えは、全くお答えになっていない。そういうことでございます。

せっかく答えるのですから、きちんと真面目にどこの対象施設なのか答えてください。

これはね、大事なことなのです。これが基準点なのです。50点が並んでいて、なぜ70点なのか。なぜ50点から20点削って30点になったのか。こういうことです。皆さん疑問に思っているのです。

このことが解明できない限り、この基準点数は全くにせものであると、そう言わざるを得ないのです。

当初からこれは疑問に思っていたのです。なぜ、ここの部分だけ20点プラスしたのですか。だれがやったのですか、これは。これは大事なことなのです。施設を評価するときに、このことは大変なことなのです。

なぜここだけ突出してくるのですか。だれがこれを決めたのですか。

先ほど、何か選考委員に対するなんというか、それはそんなことだれも申し上げておりません。選考委員は選考委員、町長から委嘱されたこれを皆さんに対する人格等、そのものを含めて我々は大変評価しております。議員は評価しているのです。ですから、選定の選考委員に対する云々ということはありません。

それはちょっと思い違いですね。ですから、その辺のところは誤解のないようにしていただきたいと思います。

戻りますけれども、この評価点数というものは大変重要なことです。これは天下分け目の数字ですからね。

こういう評価配分と点数配分というのは見たことがないです。ほかの事業の募集要項と見ますか、これは点数は全部平等です。平等が基本なのです。これは社会通念上、そういうものになるのです。

行政側からいきますと、こういう配分の仕方をやりたくなる。それはいわゆる出来レースと言うのです。行政側が出来レースに持っていきたいのです。

ですから、先日の産業建設常任委員会に対する報告も、やっぱり出来レースなのです。肝心なところになると、委員さん方の質問に答えていない。答えられない。答えることを調整して、委員会に臨むというのが所管の役目なのですよ。

役目は果たしていないと。ですからこういうことなる。こういう議論がどんどん出てくる。まだまだ出てくるのです。

これは、きょう一日では終わりませんよ。そう思いませんか。

ちょっと待ってください。まだ答えるのは早いですよ。まだ続きがあるのです。

これは文句でも何でもないけれども、こういう事態に至ったことの反省が何もないのです。

検討委員会と町長のいわゆる諮問機関なのかどうか。それも検討、集めて何度もやって、その意見がほとんど反映されていない。これは間違いないです。

後日、検討委員の皆さんから聞きました。

こんなものばかばかしくてやっていられるかと、そういうようなトップの方がおりました。そういうことなのです。そういう反省点が全然見えてこないのです。なおかつこういうことをやっておる。

それで新聞報道を先にしておいて、全てこれありきだと。それが決定打になる可能性がありえるわけですよ。報道機関に出てしまいますとね。新聞報道は聞いたまま書かれるでしょうから。ですからこういうことになる。繰り返しになってしまう。

それで原点に立ち返りますとですね、そもそも民間に賃貸契約を結んだときの条項、これを振り返ってもらわないと困りますね。

これ何条かしかないのですよ。こんな簡単なものでよかったのか。

何払えと出てきましたね。相手が勝手なことをやる。勝手なことをやったことに対応もしない。行政がまともに受けなかった。ですから、相手の思うつぼですよ。金をくれ、こういうことになるのですよ。

そのときにどんな対応をしたのか。何もしないですよ、払わざるを得ないのですから。しかし、そのときにですね、そこでとめておけばいいのです。

その後何があったのですか。だからこういうことになる。

その後旧交流センターの運営にかかわる検討委員会をやったときもですね、公募する。結論は公募に至ったと。本来であれば契約を更新しない契約に考慮していきますよといったときに、なぜそういうことになったか説明しているのですか。相手が不備があるから、相手に対して契約を更新する条件ではないから、契約打ち切ったのですよ。

しかしながら公募に、先ほど質問にありましたけれども、排除しない。なぜこんなこと入れなければならないのですか。ちっとも公平でもなんでもないので、これ。間違えていると。

検討委員会の意見を無視して間違えて、甲は乙を排除しないものとする。だれがそれを交渉したのですか。お話ししたのですか。

そこから、そもそも間違いが出発しているのですよ。

ですから、指定管理者制度に踏み込むということは、税金を町民の税金をどんどん垂れ流ししていくということです。

先般の補正予算で、いわゆる数千万の支出をしましたが、これも税金です。

旧交流センターの運営にかかわる特別補助金、交付金ありますか。全部税金です。えらい高いものですよ、これ。

10年間の間で、過去施設ができてから10億の金を使っている。建てたときはどの金もらってつくったかわかりませんよ。

(発言する者あり)

○14番(戸田憲悦君) 何。原点に立ち返る話をしているのです。

既に10億の金をつぎ込んできたのです。そしてなおかつ、また指定管理者で、まだ何億の金をこの間につぎ込まなければならない、こういうことになっていくのです。

議長、そういうことですから。

先ほども点数配分を含めて、ここに至った経緯にかかわることについて、しっかりと説明してください。

○議長(渡邊政吉君) はい、町長。

○町長(水沼 猛君) さまざまな誤解もあるのかなと思っておりませんが、いずれにしても、この施設については、本町にとって必要な施設であるという町民含めた考え方のもとに、指定管理、公の施設としてこれを運営していくのだと、そういうことをしっかり議会の皆さんにも議決をいただいて、今日を迎えているところであります。

また、先ほども御説明したように、検討委員会の中では千差万別な御意見が出ました。したがって、一つの大きな方向への結論は得られなかった。

しかしながら、今の議論を聞いているとあの施設はいらないものだ、町の経費をかけてまで施設を維持することは間違いだという原点に返られたのかもしれませんが、そういうことでなくて、あれは公の施設として存続をしていくという議会の議決をいただいて、今日に至っております。

したがって、先ほど言いましたように、検討委員会のいろいろな御意見をまとめてですね、個々に聞けばそれは主張することは違う。だから、一つの意見にまとまらなかったわけですから、それを総体的に集約したことが、今回のこの指定管理で運営をしていく。そういう結論を町として持っている、町がそういうことで選定委員会に諮って、そして選定委員会の結果をいただいて、それを尊重して議会に提案したということでございますので、ぜひ御理解をいただきたいと思います。

○議長(渡邊政吉君) はい、戸田議員。

○14番(戸田憲悦君) 町長提案事項ですから、これは大変重要な案件であることは間違いない。

いわゆるこの施設については、相当の歴史を経過してですね、結構、財政上厳しくなるような状況下にあって、三セクから指定管理者へという流れでやむを得ずこうなっているわけですね。

町民にとっては、確かにどこまでが重要な施設なのか、やはり、いろいろな事業の中でパブリックコメント等々で御意見いただいていると思うのですよ。我々の耳には、そのコメントが余りよく聞こえてこないのです。

町長は町長選のときに、この郊楽苑の施設をこの凍りついた施設を何とかいい方向に回復したいという公約で出られたわけですね。

これは記憶に新しいですよ。ずっと頭に入っています。

しかしながら、どんどん悪い方向に向かっていっているのです。ですから今こんな議論をしなければならない。その間にまだ打つ手があったはずなのです。今こんな議論を我々

が永遠とやらなければならないとは、夢にも思っていなかったですよ。

しかしやっぱり、当初のいわゆるつまづきがあるのですよ。そのときに適正な解決をしなかった。

議会は附帯決議までして、それでも認めようかと譲歩したのです。しかしながら、その後の改善は何もなされていなかった。こういうことなのですね。

これから我々も議会報告会で、かなり町民の皆さんの質問攻めにあうのだろーと思いますので、しっかりとした議論を重ねて、いわゆる行政と議会が一体となった、町をこれからの将来を担うために、早急にばたばたと結論を出すのではなくて、もっと議論を深めて。議論が深まっていなかったのですよ。だからこういう形になっているのです。

町長、公約も含めて再度またお答えください。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） 公約、どういう公約だったか定かではありませんけれども、いずれにしても郊楽苑については厳しい財政状況の中で、今までのような毎年、先ほども言いましたが、あれだけの公費をつぎ込んで維持することは不可能だということは、はっきり申し上げてきました。多分そういうことだと思います。

その中で町の第三セクターから民間活力の中でやっていこうということで、賃貸を選んできたわけですね。そしてその中で、調べてみればわかると思いますが、その前の時点では5,500万円くらい毎年出していたのですね。そういう状況でありました。

それに補修であるとか、いろいろなことが重なってきていたということでございます。

そういうことで、それだけのお金をこれから毎年出すわけにはいかないということで、賃貸としてやっていただいた。

ところが、やはりそういう厳しい状況の中での経営であって5年間やっていただいたのですが、もう赤字の中で限界であるという中で、いろいろな対策も議会の皆さんの協力をいただいてやってまいりました。

しかし、その中で行革の一環でもありますし、その中で存続をしていくことが町民の皆さん、また町の活性化になるという思いのもとにやってきたわけですので、税金がどういう形で使われたか、それについての行革としての考え方に基づいて、その間幾らの経費がかかってきたか、それを調べてみれば一目瞭然にわかると思います。

ぜひ、そのことも考慮いただいて、さまざまな御批判をいただければなど。そのように思っております。

だから、そういうことを今後続けていくことはなかなか難しいということで、今回、議会の皆さんに御相談、協議をしながら今日を迎えている。町民の皆さんのいろいろな御意見も伺ってきたということでございますので、ぜひ御理解をいただきたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） ここで時間超過しましたので、10分間休憩します。

午後 3時37分 休憩

午後 3時58分 再開

○議長（渡邊政吉君） 多少、休憩時間が超過したことをおわび申し上げます。

会議を再開いたします。

ほかに質疑ある方いらっしゃいますか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） ないようですので、以上で質疑を終わります。

これから討論に入ります。討論ございますか。

まず初めに、原案に反対者の発言を許します。

15番中村議員。

○15番（中村忠士君） いろいろ論議をしてきたところですが、大変いろいろな角度からの質問等が出て、活発に行われたというふうに思います。

結論的に何点かにわたって、非常に深い疑義が生じたということを申し上げたいと思うのですが、一つは旧交流センターの検討委員会の報告書が出されたわけだけでも、それについての検討について、その状況を町民やあるいは議会に十分に情報提供し、ともに考えていくという姿勢にはなっていなかったということは、町長自身もお認めになっているわけであります。

それから、この間の選定にかかわる出せる情報も出していなかったと。例えば、募集要項、仕様書などについては、インターネット上でそれは引っ張れば出てくるのだというふうなおっしゃり方だったけれども、それで十分ではないというのは明らかでありますからね。

そういう情報共有をして、ともに考えていくという点での非常に大きな問題点があったということであります。

それから、公平に判断をするというのが選定委員会の役割でありますけれども、私、お一人お一人の選定委員についての資質の問題を別に問うてはいません。この選定の仕組みがどうだったかということを申し上げているのであって、例えば、点数配分の問題についても十分理解、納得のできるような説明がなかった。

そういうことを含めて、この選定、時間的な問題もありましてね、選定の問題点というのが明らかになったということであります。

あるいは、もう1点でありますけれども、今後の将来の問題についてですね。利用者の状況などについて、十分将来性の見えてくるような、そういうものとして浮き上がってきたかということ、その点でも非常に不十分だという点でありまして、これには、町民の説明責任をしっかりと果たすということには、このままではならないというふうに思いますので、私はこれについて賛成するわけにはいかないということで討論を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

どなたかございますか。

17番安田議員。

○17番（安田輝男君） 賛成討論ということで、議案第75号公の施設に係る指定管理者の指定について、私は賛成の立場で討論をさせていただきます。

まず、指定管理者選定の基準、基本的な考え方は、現在の施設の運営に民間活力が導入することで、サービスの向上や安定性が求められることは当然であります。

指定管理者の選定に当たっては、町民の期待にこたえるべく、安定して業務を行う能力がある業者を、さまざまな観点から厳しく選定しなければならないと思います。

指定管理者の選定は議会の議決を必要としますが、その議決は極めて責任が重く、責任をもって議決を行うためには、町が指定管理者選定の過程を客観的かつ詳細に、議会議員に対して示す必要があります。議会が業者を選定するというものではありません。

業者の選定委員会が行った結論、結果については、重く受けとめる必要があるという具合に私は思います。

しかし、その選定が妥当であるかどうか、十分な情報のもとで議会がチェックした上で

議決しなければならないという具合に私は思います。

その意味では、町は本臨時議会において、議会に提出した選定委員会の資料は、議会が議決するための判断材料として評価できるものであります。選定委員会では、合理的な判断がなされていると理解をしているところであります。

さらに、町は町民の利用に不都合を来さないように休館日を必要最小限にし、配慮したことがうかがえます。加えて、町は昨年、旧別海町交流センター検討委員会を設置し、結論が出るには至らなかったものの、十分な検討する努力をされていると判断するものであります。

このようなことから本案に賛成するものでありますが、他の自治体の例を見ると、選定においては町民が傍聴可能な発表を行っているところもあります。透明性の確保に努めています。

また、町は町民に選ばれる、喜ばれる施設運営がなされていくように検証する仕組みづくりを検討すべきと考えます。

以上2点の取り組みについて今後なされることを期待し、賛成討論といたします。

以上であります。

○議長（渡邊政吉君） ほかに討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論がないようでございますので、以上で討論を終わります。

これから採決いたします。

本件については、起立により採決いたします。

本案を、原案のとおり決定することに賛成する議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（渡邊政吉君） はい、起立多数であります。

したがって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第74号

○議長（渡邊政吉君） 日程第5 議案第74号平成26年度別海町一般会計補正予算を議題といたします。

内容について説明を求めます。

総務部次長。

○総務部次長（河嶋田鶴枝君） 議案第74号の内容を御説明いたします。

別冊の別海町一般会計補正予算書1ページをお開きください。

平成26年度別海町一般会計補正予算（第3号）。

平成26年度別海町一般会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,330万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ155億6,470万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条、債務負担行為の補正。

債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為」による。

2ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算補正。まず歳入で、補正額の欄で申し上げます。

18款繰入金、1項で1,330万円の増。

歳入合計で、1,330万円を追加するものです。

続いて、歳出です。

7款商工費、1項で1,330万円の増。

歳出合計で1,330万円を追加し、歳入歳出いずれも、補正後の予算額を155億6,470万円とするものです。

次に、第2表債務負担行為です。

追加は1件で、別海町ふるさと交流館に係る指定管理者に対する委託料で、期間は平成27年度から平成29年度、限度額は9,795万3,000円とするものです。

次に、歳入歳出予算補正事項別明細書の内容について御説明いたしますが、1の総括は省略し、2の歳入から御説明させていただきます。

5ページをお開きください。

2、歳入です。款項の金額は省略し、目補正額の欄で申し上げます。

18款繰入金、1項1目財政調整基金繰入金1,330万円の増は、今回の補正に伴う財源として、財政調整基金から繰り入れを行うものです。

なお、補正後の繰入予算は3億7,300万円となり、予算上の財政調整基金残高は23億6,670万円となります。

次に歳出で、7ページをお開きください。

3、歳出です。こちらも目、補正額の欄で申し上げます。

7款商工費、1項2目観光費196万6,000円の減は、ふるさと交流館条例施行に伴い、指定管理費に含まれる経費及び目の変更による減額となります。

3目ふるさと交流館費1,526万6,000円の増は本目新設で、8ページにわたって、指定管理に係る委託料及び委託者負担分の修繕料、器具費を増額するものです。

以上で、議案第74号一般会計補正予算の内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第74号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

はい、15番中村議員。

○15番（中村忠士君） ふるさと交流館にかかわる補正でありますから、ふるさと交流館の今後の問題、あるいは指定管理のあり方の問題についてかかわってきます。

そういう意味からも、ここに疑義があれば賛成することはできないということでありまして、先ほど申し上げましたとおり、この間の町の説明責任、極めて不十分であるということで、とりわけ私たちは全員全会一致で、平成24年9月14日に附帯決議を上げております。

その中に、より多くの町民から理解が得られるよう、別海町自治基本条例の基本理念に基づき、情報公開に一層努めること、あるいは町民や議会がそれぞれの役割と責任を十分果たすことができるよう配慮するべく努めることと、こういう附帯決議をつけておるわけ

でありますが、その点からも非常に重大な問題がある。

それから選定についての点数配分の問題等々、非常に疑義が払拭されないまま、現在に至っているということであります。

そういう点から、そういう疑義を持ったまま、この補正に賛成するわけにはいかないとということで反対討論といたします。

○議長（渡邊政吉君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

どなたかございますか。

はい、4番今西議員。

○4番（今西和雄君） 私は、原案に賛成の立場で討論させていただきます。

先ほど来、交流館についていろいろ議論され、最終的には原案どおり決定されました。

それを受けて、私は新しいスタートの一步だとこの補正を思っておりますし、やはり先ほど議論でもありましたように、1人でも2人でも多くの利用者をこれから募っていく、そういう前向きな姿勢の中でのことだと思っております。

これはだれの施設でもなくて、自分たち別海町民一人一人の皆さんの施設だと私は思っております。

そういう意味では先ほど言いましたように、これをスタートに一步、二歩前向きな形の中で目的に沿った交流館であるよう、行政とともに議会も進んでいくべきだというふうに思いますし、そういう考えから、この補正予算に対しての賛成の討論とさせていただきます。

○議長（渡邊政吉君） ほかに討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） ないようですので、以上で討論を終わります。

これから採決いたします。

本件については、起立により採決いたします。

本案を、原案のとおり決定することに賛成する議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（渡邊政吉君） はい、起立多数であります。

したがって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 同意第4号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第6 同意第4号別海町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

町長。

○町長（水沼 猛君） 同意第4号について御説明を申し上げます。

本件につきましては、別海町教育委員会委員の任命について、議会の同意を求めるものでございます。

現在、教育委員会委員には委員長であります大塚保男さん、木村江里さん、伊勢浩子さん、田中博行さん、そして教育長であります真籠毅さんの5名を任命させていただいております。

このたび、本年10月11日で任期が満了となります田中博行さんが、今限りで勇退されることになりましたので、新たに上田茂さんを任命したいというものでございます。

上田さんは、西春別駅前西町３８番地にお住まいで、昭和２７年１月２４日生まれの満６２歳でございます。

上田さんの主な経歴等について、若干申し上げます。

昭和５０年に酪農学園大学を卒業後、中標津農業高等学校、標茶高等学校を初め、道内の農業高等学校で教鞭をとられ、平成２４年３月に更別高等学校の教頭の職を最後に退職をされました。

現在は、別海町体育協会副会長として体育の振興に奮闘され、また趣味の囲碁を生かして日本棋院別海支部長をされており、地域の人望も厚く、人格、識見ともに立派な方で、教育委員会委員に適任であると考えているところでございます。

なお、任期につきましては、平成２６年１０月１２日からの４年間であります。

ぜひ御同意を賜りますよう、お願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（渡邊政吉君） 同意第４号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

これから討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第４号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎日程第７ 議員派遣の件

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第７ 議員派遣の件を議題といたします。

内容については、お手元に配付のとおりでございます。

お諮りします。

議員派遣については、お手元に配付のとおり派遣することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、お手元に配付のとおり派遣することに決定いたしました。

◎閉会宣告

○議長（渡邊政吉君） これで、本日の日程は全部終了いたしました。

これで会議を閉じます。

平成２６年第４回別海町議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午後 ４時２５分

◎町長挨拶

○議長（渡邊政吉君） 町長挨拶。

○町長（水沼 猛君） 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会に提出をさせていただきました全ての議案について、長時間にわたりまして慎重に審議をいただき、御決定を賜りましたことに厚く御礼を申し上げます。

さて、閉会に当たりまして、子ども・子育て支援新制度に関する現在の取り組み状況などについて御報告をいたします。

9月5日の全員協議会の時点で、公表済みの制度概要について御説明させていただきました。また、第3回町議会定例会において、関係する事業の設備や運営に関する基準を定める3条例について、議決をいただいたところでございます。

その後、国からは私立の施設を中心に少しずつ制度設計の詳細が示されてきているものの、まだ全容がうかがえる状況にはなく、特に公立施設については、給付の方法を含む主要な部分で明確になっていない事項が多く残っているところでございます。

しかしながら、町内では二つの私立の幼稚園が、来年4月からの新制度移行に向けて準備が進められておりまして、公立の幼稚園及び認可保育園については、原則として自動的に新制度に移行させるという方針を国が示しているところでございます。

これらのことから、町では、給付を受ける子供の認定、新制度のもとで教育・保育を実施する施設の確認、私立と公立を含めた利用料の設定やこれらにかかわる条例、規則の整備を年度内に進めていく必要に迫られております。

特に利用料については、本町の公立施設では、これまで独自の利用料の設定を行っておりますが、新制度の趣旨に基づく所得状況に応じた負担のあり方や幼稚園教育と保育、また、私立と公立のバランスなどを考慮した設定を設けまして、子ども・子育て会議の意見を聞きながら、財源の裏づけを含めて検討を進めております。

利用料は最終的に予算編成過程を経て、条例などにより規定することとなりますが、私立の幼稚園では来年度の募集事務が今月から始まることもありまして、幼稚園教育だけを受ける1号か、保育を受ける2号で認定を受けるかを保護者が選択する必要などもありまして、遅くとも年内をめどに利用料案を作成していかなければなりません。

このほか、子ども・子育て支援事業計画に関するその他の必要項目とあわせ、議会や利用希望者の皆様にも御説明をしながら策定事務を進めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

次に町内の行事についてですが、次の日曜日12日には、第54回目を迎える西別川あきあじまつりが別海新港特設会場で開催をされます。

当日の好天を期待し、町内はもとより、管外からも多くの方々が会場に足を運んでいただくよう願っているところであります。

その後ですが、12月の定例会までは議会を招集する予定は今のところございませんが、定例会の日程につきましては後日御連絡をさせていただきます。

議員各位におかれましては何かと御多忙な時期を迎えることとは存じますが、日程を調整いただき御参集賜りますよう、お願いを申し上げます。

以上で、閉会に当たっての御挨拶とさせていただきます。

本日はまことにありがとうございました。

○議長（渡邊政吉君） 皆様、大変御苦労さまでした。

なお、議員の皆様はこの後、議会事務局から若干連絡事項がありますので、そのままお待ちください。

上記は、地方自治法第 1 2 3 条の規定により会議の次第を記載したものである。

平成 年 月 日

署 名 者

別海町議会議長

議 員

議 員

議 員